

# 分限条例改正案における「起訴されるおそれのある場合」への拡大の是非について

## 報 告 書

令和元年11月25日

エス・ティ・アート

## 目 次

1. 東須磨小学校の教員間暴行・暴言問題の概要	1
(1)問題の主な経緯	1
2. 市の対応について	4
(1)教育行政の対応	4
①体制の整備	4
②加害教諭への対応	4
(2)分限条例の改正	6
①条例改正案	6
②附帯決議案の提出	9
③分限懲戒審査会の意見	12
3. 学識者の意見	14
資料編	19

## 1. 東須磨小学校の教員間暴行・暴言問題の概要

### (1) 問題の主な経緯

2019年9月、東須磨小学校の男性教諭(25)が、先輩教諭4人(30代の男3人、40代の女1人)から暴力行為やパワーハラスメントなどの職場いじめを受ける問題が発生した。

問題の主な経緯は次のとおりである。

2018年	
2月下旬	一部の教員が「職員室で被害教員に対するふざけの度が過ぎる」と校長に訴える。校長が加害教員を指導するも、具体的な内容は確認せず。
3学期	加害教員が別の教員に激辛ラーメンを食べさせたと聞き、校長が指導する。
2019年	
6月20日	市教委の定例の学校訪問で「若手教員に対する度が過ぎるからかいがある」と現校長が報告
7月1日	加害教員の暴行行為について、教頭が被害教員や別の教員との面談で把握する。
7月2・3日	教頭が校長に報告する。被害教員に詳細を確認する。
7月3・4日	校長が加害教員を指導する。加害教員の一人は被害教員に「謝るんやったら謝ったるで」と暴言した。
7月5日	校長が被害教員に毎日様子を確認している旨を伝える。
7月上旬	校長が職員会議でパラスメント行為について注意する。
7月9日	校長が市教委に「4人を指導した」と報告する。具体的な説明はせず。
9月2日	被害教員が親族と相談窓口へ。市教委が問題を把握する。
10月1日	加害教員を校務から外す。

10月8日	東須磨小で保護者説明会
10月9日	校長と市教育委員会が会見
10月11日	被害教員が兵庫県警に被害届を提出
10月18日	弁護士による調査委員会が初会合
10月28日	加害教諭を「分限処分」にして給与を差し止める 条例改正案を提出。翌29日成立。
10月28日	加害教諭を「分限処分」にする。

先輩教諭らから男性教諭への行為は、他の女性教諭へ性的なメッセージを送るよう強要されたり、男性教諭の車の上に乗られたり、その車内に飲み物をわざとこぼされたりした。ほか、物で叩く、プロレス技をかける、刺激物（激辛カレー）を食べさせる、目に擦りつけるなどの暴行を受け、暴言も浴びせられた。

男性教諭は、これらを含め約50項目のいじめがあったと9月11日に兵庫県警に被害届を提出した。

当初、同校の管理職は神戸市教育委員会に対して「人間関係のトラブル」などと矮小化して報告したとされる。

神戸市教育委員会の調査により、加害側の4人は他にも同校の教諭3人にセクハラなどの行為をしていたことも判明した。

10月15日、亀岡文部科学副大臣と佐々木文部科学政務官が神戸市教育委員会を訪れ、長田淳教育長と面会する。

亀岡副大臣は「本来いじめをなくすよう指導にあたる教師が、こんなことを起こしたのは信じがたい気持ちでいっぱいだ」と述べ、神戸市教育委員会に対し原因究明の徹底と加害教諭の厳正な処分を求めた。

長田教育長は「教育行政に対する信頼を著しく失墜させたことを、深くおわび申し上げます」と謝罪し、第三者委員会を設置して事実関係を調査したうえで、関係者を厳正に処分する方針を説明した。

10月16日夜、市教委は、同校で保護者向けの説明会を開き、男性教諭に対するいじめ行為や学校側の対応などについて説明した。

保護者から加害教諭に謝罪を求める声が相次いだ。市教委側は「加害教諭も精神的に不安定で、すぐには難しい」などと応じた。保護者からは「先生のいじめ行為がショックで、登校できない児童がいるという話も出た。安心して勉強できる環境を整えてほしい」などの意見があった。

## 2. 市の対応について

### (1) 教育行政の対応

#### ① 体制の整備

10月17日に、総合教育会議を開催し、市長、教育長、教育委員と今後の対応を協議した。そして、

- ・調査委員会による事実解明を早期に、できれば年内に明らかにするが、明白な事実は速やかにその都度公表を行い、説明責任を果たすこと。
- ・その上で、関係職員に対し厳正な処分を行うこと。
- ・被害教員に対するケアを適切に実施するとともに、当該小学校の児童・保護者に寄り添った対応を行うこと。
- ・今回の事案は教育委員会のガバナンス欠如によるものと考えられ、教育委員会と学校現場が密に連携することを主眼として、外部人材の登用及び連署内申方式の見直しを含め、早急に抜本的な改革を行うこと。
- ・学校現場における状況、教育行政の積極的な情報発信を行うこと。

以上のような方針のもと、神戸市教育行政の信頼回復に向けて、教育委員会と市長が連携して全力で取り組むこととした。

これを受け、教育委員会の独立性を尊重しながら神戸市教育委員会の改革を支援するため、市長部局を含め組織体制を強化した。

- ・11月1日 教育委員会に教育委員会のガバナンス強化やマネジメントを補佐する「改革特命担当課長」を配置する。
- ・11月1日 市長部局に総合教育会議を適宜開き、市長と市教委の間で問題意識を共有し議論して改革の方向性を打ち出す「総合教育会議」の事務担当の「教育行政支援課」を新設する。

#### ② 加害教諭への対応

- ・問題発生後の10月1日から加害教諭4人を自宅で待機させていたが、有給休暇を取得する形式で給与が支払われていたため市民から苦情が殺到した。
- ・そのため、分限条例を改正し、10月31日市教育委員会は、有

給休暇中の加害教諭 4 人を分限休職処分とし、給与の支払いを停止した。

- ・ また、自主退職すると退職金が支給されるため、自主退職は認めないとした。

## (2) 条例の改正

### ① 条例改正案

- ・ 問題発生後の 10 月 1 日から加害教諭 4 人を自宅で待機させていたが、有給休暇を取得する形式で給与が支払われていたため市民から苦情が殺到した。
- ・ 懲戒処分前に給与を停止できる制度がないため、職員が起訴されたり、公務に重大な支障が生じたりするおそれがある場合は、処分前でも休職で給与を差し止め出来るよう分限条例を改正した。

#### 条例改正、分限休職処分に至る経緯

10 月 24 日 15 時	市長が記者会見で加害教諭 4 人への給与支払い停止を可能にする条例改正の方針を表明
10 月 28 日 10 時	市が、市議会に改正条例を提出
10 月 28 日 15 時～	市議会総務財政委員会で条例案を議論し、可決
10 月 29 日 10 時～	市議会本会議で改正条例案が 1 会派を除く賛成多数で可決。慎重な手続きを求める付帯決議案も可決。
10 月 30 日	改正市条例が公布・施行
10 月 30 日 9 時	処分の可否を諮問された分限懲戒審議会が「不相当」との意見をまとめる。
10 月 30 日 10 時	市教委の臨時会議で加害教諭 4 人を分限休職処分とし、給与を停止すると決定。夕方までに決定を各教諭に通知する。



次のような条例改正案が提出された。

## 条例改正案

### 第 95 号議案

職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の件  
職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 10 月 28 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

### 職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和 27 年 2 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合

第 4 条第 2 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「第 2 項」の次に「、第 4 項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 条第 3 号の規定に該当する場合における休職の期間は、同号の事由が消滅するまでの間とする。

附則第 5 項中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 6 項」に、「第 5 項」とあるのは「第 5 項又は兵庫県分限条例」を「第 6 項」とあるのは「第 6 項又は兵庫県分限条例」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 神戸市職員の給与に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 4 項中「法第 28 条第 2 項第 2 号」の次に「又は職員の

分限及び懲戒に関する条例（昭和 27 年 2 月条例第 8 号）第 2 条第 3 号」を加え、「支給することができる。」を「支給し、又は支給しないことができる。」に改め、同条第 5 項中「（昭和 27 年 2 月条例第 8 号）第 2 条各号」を「第 2 条第 1 号又は第（ 2 ） 2 号」に改める。

（ 職員退職手当金条例の一部改正 ）

第 3 条 神戸市職員退職手当金条例（昭和 24 年 9 月条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項第 1 号中「第 2 条に規定する休職」を「第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合における休職」に改め、同項第 2 号中「その他これに準ずる事由」の次に「又は職員の分限及び懲戒に関する条例第 2 条第 3 号の規定に該当する場合における休職」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（消防団条例の一部改正）

2 神戸市消防団条例（昭和 58 年 10 月条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 5 項から第 7 項まで」を「第 6 項から第 8 項まで」に改める。

理 由

重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合に分限休職処分する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

## ② 附帯決議案の提出

第 95 号議案に対し、次のような附帯決議案が提出された。

### 第 95 号議案に対する附帯決議案

第 95 号議案に対する附帯決議案を次のとおり提出する。

令和元年 10 月 29 日提出

提出者 神戸市会議員

吉田謙治	大澤和士	北川道夫
壬生潤	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ

### 第 95 号議案に対する附帯決議（案）

本議案は、地方公務員法が規定する分限休職処分の対象範囲を拡大するものであるところから、任命権者が職員の分限及び懲戒に関する条例の恣意的な運用を行わないよう、同条例第 7 条に規定するとおり、人事委員会等において、処分に際しては必ず審査会に諮問し、弁明の機会を保障するなど、公務員の身分保障を十分担保する規則・規程を設けることとし、各任命権者が定めている分限懲戒審査会に関する規則・規程についても所要の改正を行うことを強く求める。

令和元年第 2 回定例会市会第 6 日 令和元年 10 月 29 日（第 19 号）

第 95 号議案 職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の件  
第 95 号議案に対する附帯決議案 提案説明 公明党 吉田謙治

ただいま御上程をいただきました第 95 号議案に対する附帯決議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

昨日この本会議場で、また総務財政委員会で、第 95 号議案についていろいろ

議論がございました。先ほども反対討論がありましたように、大変いろんな法的な問題点がございました。

私ども公明党は過日、自民党の皆さん、また市民連合の皆さんとともに、早急な処分、徹底的な調査ということを既に求めております。市民感情を考えますと、現在の状態が長く続くことは決して好ましいことではありませんし、分限休職という処分の対象を拡大することについてもやむを得ないと考え、ただいまこの議案については賛成をいたしました。

しかし、昨日の議論を通して大変大きな問題があったのは、この分限休職という処分を拡大をする一方で、やはり公務員の身分保障のバランスをとらなければいけないということで、昨日一貫してお伺いをしたのは、こういった分限休職の処分をする際の手続でございました。

この分限懲戒に関する条例の第7条に細目の委任というのがございまして、きのう議論したとおりでありますけれども、細目の委任については人事委員会がこれを定めるというふうに条例が明文でもって、明確に規定をいたしております。

しかしながら、人事委員会が定めた規則はございまして、どういうわけかわかりませんが、附属機関に関する条例がいわゆるこの分限懲戒審査会の根拠条例になっているということもわかりました。

そしてまた、先ほどもございましたように、公務員の身分保障ということを考えますと、当然ながら任命権者はこの審査会に諮問をするあるいはまた本人に弁明の機会を保障するということが当然であろうと私たちは思います。

しかし、残念ながら規程には、必要があると認めるときはということで、任命権者の裁量に委ねられてしまっているという問題がございました。そういったことを是正をする意味で、今回の附帯決議案を出させていただいております。

私たちは、今回の事件についてはまことにゆゆしき事件であって、許すべからざる事件でありますけれども、しかしながら、一方でこの条例が、当然でありますけれども、市長は今回限りというような趣旨でおっしゃいましたけれども、条例でありますから、これから先の類似の事件についても適用される、いわゆる恒久条例でありますので、そういった点も踏まえて、いささかもバランスの崩れることのないように附帯決議をつけさせていただきたいということです。

最後に附帯決議案を朗読をさせていただいて、終わりたいと思います。

第95号議案に対する附帯決議（案）。

本議案は、地方公務員法が規定する分限休職処分の対象範囲を拡大するものであるところから、任命権者が職員の分限及び懲戒に関する条例の恣意的な運

用を行わないよう、同条例第7条に規定するとおり、人事委員会等において、処分に際しては必ず審査会に諮問し、弁明の機会を保障するなど、公務員の身分保障を十分担保する規則・規程を設けることとし、各任命権者が定めている分限懲戒審査会に関する規則・規程についても所要の改正を行うことを強く求める。

最後に一言。

昨日の本会議では、こういった規則関係は一切変えないという御答弁でありましたけれども、昨日の総務財政委員会で遠藤行財政局長から検討するという御発言がありましたので、今回附帯決議案をつけさせていただくことになりましたことを最後につけ加えさせていただきます。以上、提案理由説明とさせていただきます。

### ③分限懲戒審査会の意見

条例に従い分限懲戒審査会が行われ、次のような意見が出された。

#### 須磨区内小学校における不祥事案に係る教員の分限処分 についての分限懲戒審査会のコメント

この度の神戸市の職員の分限及び懲戒に関する条例第2条ほかの改正により、職員をその意に反して休職にすることができる場合として、「重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合」が付け加えられた。

地方公務員法第28条第2項に定める意に反する休職の事由は、事由の存否が客観的に明らかなものであるので、職員の権利擁護に問題はないが、今回の条例改正で追加された休職を命ずることが出来る事由は、重大な非違行為であるかどうか、起訴されるおそれがあるか、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるかの3点の要件について、判断しなければならない。しかもその判断は、職員の権利に重大な不利益を及ぼすものであるから、正確な事実認定と厳格な判断・解釈が必要とされるであろう。

本来、そのような判断は懲戒処分においてなされるべきであり、そのような判断ができるのであれば、それはもはや休職を命ずるよりは、懲戒処分として停職や免職を命ずるべきものであろう。本件は、厳格な解釈・判断が求められる一方、確定的な判断をする懲戒処分の前に行わなければならないという、ジレンマを内包しているのである。

そこで、本件について現段階での調査資料による限り、重大な非違行為とは言え、加害職員4人の間にもその行為に軽重があって、一律には論じられない。刑事処罰に関する動きにしても、被害届が出されて警察の捜査が始まった段階であり、事案の性質上、起訴される蓋然性が高いとは言えない。また、一部の教諭においては、その蓋然性が非常に低いと思われる。従って、当審査会としては、本件について、改正条例を適用することは不相当であると考えます。むしろ、第三者委員会の報告が出た後、速やかに懲戒処分をされるべきである。

神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会

分限懲戒審査会の意見を受けて、市長がコメントを発表する。

### 神戸市教育委員会における分限処分決定に関する市長コメント

昨日、施行された職員の分限及び懲戒に関する条例規定の改正に基づき、教育委員会は本日、加害教員 4 人に対する分限休職処分を行った。このことは、地方公務員法および神戸市の関係条例の規定を正しく解釈・適用したものであり、その判断は適切であると考えている。

一方、これに先立ち、神戸市教育委員会分限懲戒審査会（以下、「審査会」という。）は、「本件について、改正条例を適用することは不相当である」と判断しているが、本条例の提案者の立場から、以下の点を指摘せざるを得ない。

審査会では「起訴される蓋然性が高いとは言えない」あるいは、「その蓋然性が非常に低いと思われる」ことをもって、「本件について、改正条例を適用することは不相当であると考えている」としている。しかしながら、改正条例の趣旨は、起訴される蓋然性が高いことまで求めるものではない。本件事案においては、すでに被害者から被害届が警察に提出されていること、4人いずれもの加害行為が被害者の意思に反し、著しい苦痛を与えた結果、被害者に重大な損害を生じさせたことは明らかであり、刑法のいずれか、あるいは複数の刑事罰規定に該当し、少なくとも「起訴されるおそれがある」と判断するのが相当である。

また、審査会は、本件の場合には、「懲戒処分として停職や免職を命ずるべき」とするが、分限処分と懲戒処分は、その目的・内容が効果を異にしており、同一の事実に対して両方の処分を行うことができることは確定した法律解釈である。今回の条例改正は今後正確な事実認定に基づき、懲戒処分が行われることを前提として、分限休職処分事由を追加したものであり、懲戒処分を行うべきであるから分限処分を行うことができないものではない。

以上のことから、審査会の判断は法律及び改正条例の解釈として適切かどうか疑問である。

令和元年 10 月 31 日

久 元 喜 造

### 3. 学識者の意見

学識者に次のような意見を頂いた。

#### 神戸市職員の分限及び懲戒に関する条例等の改正に関する意見書

関西大学社会安全学部 教授 山崎栄一  
(専攻：憲法・行政法・政策法学)

今回の一連の立法措置ならびに法令の適用については、いくつかの問題点がある。以下において説明をする。

#### 法令不遡及の原則からの逸脱

今回の改正条例の加害教員 4 人に対する適用は、過去の事実（いじめによる加害行為）に対する適用であって「法令不遡及の原則」に反するものである。不遡及させるほどの強度の公益性（緊急性や重大性など）があったのか、それを立証できているのか。

#### 立法ルールからの逸脱

立法のあり方という視点からして、いくつかの問題を抱えている。すなわち、改正条例の条文は、分限休職の対象につき「重大な非違行為があり、起訴されるおそれがあると認められる職員であって、当該職員が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合」をも追加するものである。ただし、ここにいう二箇所の「おそれがある」という文言であるが、過度に広範な概念であり、恣意的に運用される危険性が高く、立法のあり得べき姿から逸脱している。

また、分限休職の要件について文言上は抽象的に規定しているものの、一連の立法過程からして完全に加害教員を念頭においた「ねらいうち立法」であり、この点においても、立法のある得べき姿から逸脱している。

#### 要件該当性からの逸脱

改正条例により、分限休職の対象が上記のように拡大されたもの



の、少なくとも審査請求をしている加害教員については、「重大な非違行為」という要件には該当しないと思われる。

また、「起訴されるおそれ」に該当するかどうかであるが、検察官が広範な裁量権を有しており、必ずしも起訴されるとは限らないのであって、判断そのものが困難である。

ここにいう「公務の円滑な遂行に重大な支障が生じる」とは、加害教員がこのような事件が発覚した後も、公然と職場に出勤し、引き続き職場において加害教員がいじめ行為を継続するとか、加害教員が教壇に立つことにより、児童生徒が動揺することで PTSDなどを発症するという事態が該当すると考えられる。今回のケースにおいては、すでに有給休暇を取っているのであるから、いじめ行為の継続や児童生徒への直接的な影響が出るとは考えられない。

### 審査会の諮問尊重からの逸脱

本来は、審査会の諮問を尊重すべきところ、市教育委員会は諮問を尊重しない形で 10 月 31 日から 4 人を分限処分をしている。諮問については、原則的には尊重すべきである。

ここまでの評価として、今回の事例は、立法や法令の運用について問題のある政策法務の一事例として、法学のテキストにも紹介されることとなり、恒久的に神戸市政に汚点を残す可能性がある。

以下においては、どのように対応すべきであったのか、対応すべきなのかについて意見を述べることにする。

### 苦情電話に対する評価と対応

給与支給に対する抗議の電話が殺到したというが、給与支給だけが抗議の一因ではあっても唯一の原因ではないと思われる。

前校長への対応も含め、これだけのことがあったのだから、懲戒処分が下されるまで何らかの抗議の電話は想定できる範囲のことである。

有給休暇に関する苦情については、その多くが「法令不遡及の原則」や「立法による解決の限界」について知識を有しない人々によってなされたものであると推察される。

そのような苦情電話が殺到した時点で、市は、法令不遡及の原則

や立法による解決には限界があることを述べた上で、加害教員が受けることになる懲戒手続について、ある程度の見通しを市民に会見等で説明するべきであった。今回の一連の措置は、そのような説明責任を怠った上での、世論への安易な迎合に起因した措置であるといわれても仕方がない。

今回は、加害教員が実質的に自主的な謹慎をしてくれたのであるから、学校現場への影響は縮小されたといってもよい。これでも、堂々と学校に勤務しようとしていたら、教育委員会付けで学校から引き離すなどの措置をとるしかなかった。

### 今後の対応

今回の条例改正については、少なくとも二つの「おそれがある」という条項を見直すべきである。

神戸市職員分限懲戒審査会に関する規則についても、附帯決議にあるように手続き的な保障がなされるように改正をすべきである。

今後の措置については、とにかく、加害教員 4 人に対しては適切な懲戒処分を行い、学校現場の体質改善を徹底的に行い、地道に信頼を回復するしかない。

その他の学識者の意見を、新聞記事等から整理する。（掲載日順）

#### 名古屋大学大学院 中嶋哲彦教授（教育行政学）

分限休職の対象拡大について、「調査段階の対象者に事実上の罰を与えることにつながり、適正手続の保護という観点から疑問がある。」と指摘。「市議会は条例改正を認めつつ、客観的で丁寧な個別審査を求める付帯決議も可決している。いずれにしる時間をかけるよう求めるなら、正式な懲戒処分を待てばよく、条例改正の必要性に疑問符がつく。」と指摘している。

【朝日新聞 2019年10月25日】

#### 関西学院大学 北山俊哉教授（地方自治論）

給与の差し止めを可能にする条例改正案について「例えば、『君が代を歌わなかったら給与を差し止める』など、『非違行為』が拡大解釈されてしまう可能性もある。条例は全ての市職員が対象となるので、正しい運用が求められる。」と指摘している。

【神戸新聞 2019年10月25日】

#### 神戸大学 馬場健一教授（法社会学）

「4人を狙い撃ちするような条例改正は、普遍的に適用せられる法令としては不適切。条文は曖昧で恣意的な運用も可能だ。」と将来的な乱用を危惧するとしている。4人の処分には十分な調査が必要なことを強調した上で、「市民感情に任せた付け焼刃的な対応。迅速な手続きで、生きるために必要な給与を取り上げるべきではない。」と批判している。加えて、処分を受けた4人から逆に訴訟を起こされるリスクも指摘している。

【毎日新聞 2019年11月1日】

**立命館大学 鵜養幸雄教授（行政学）**

「市民感情を法令に取り入れ、市長の政治的判断があっても構わない」との立場だ。ただ、今回の措置については、「理屈が後付で違和感がある。懲罰感情が先行すれば、条例適用の裁量を誤りかねない。」との懸念を示し、「加害教諭個人の問題と捉えるのではなく、学校や教育委員会という組織のあり方に目を向けるべき」と指摘している。

【毎日新聞 2019年11月1日】

**鹿児島大学 渡辺弘准教授（憲法学・法教育論）**

「改正条例は、事後に作ったルールでそれ以前の行為を理由に不利益を課すことを禁じた憲法の趣旨に触れる可能性がある。」と指摘する。恣意的な運用を防ぐ措置も不十分だとして、条例を再検討するべきと指摘している。

【朝日新聞 2019年11月2日】

## 資 料 編

### 【 新 聞 記 事 】

## 送迎を強要、足踏みつけ、セクハラ… 加害の4人は有給休暇 教員間暴行、神戸市教委が会見



会見で謝罪する神戸市教育委員会総務部の高西宏和服務担当課長（右）と藤井秀典人事担当課長 = 4日午後、同市役所（撮影・鈴木雅之）

拡大



会見で謝罪する神戸市教育委員会総務部の高西宏和服務担当課長（右）と藤井秀典人事担当課長 = 4日午後、同市役所（撮影・鈴木雅之）

拡大

神戸市須磨区の市立東須磨小学校の20代男性教員が、昨年以降、同僚の先輩教員4人からいじめ行為を受けていた問題で、神戸市教育委員会が4日、市役所で会見を開いた。

主なやりとりは次の通り。

「2018年ごろから東須磨小学校の教員間において、身体的な暴力や暴言、性的ないやがらせなどを内容とするハラスメント行為が行われていたことが判明した。児童・保護者をはじめとする市民の皆さまの信頼を著しく失墜する行為で、心からおわび申し上げます。加害者は複数名で、ハラスメント行為の態様に個人差はあるものの、学級担任など当該校の業務から外すことにする。学校運営に支障を来さないよう、10月7日から新しい教員を配置する」

－ハラスメント行為の具体的な中身について。

「女性教員に対して性的な内容を含むメッセージを送信するよう強制する。携帯電話にいたずらし、ロックをかけて使えなくする。被害教員所有の車の上に乗る。車を蹴る。車内で故意に飲み物をこぼす。人格を否定するような呼称で呼び掛ける。拡大コピー用紙の芯でお尻を殴る。背中を肘でグリグリと押す。足を踏みつける。それから、他の教員へのハラスメント行為として、人格を否定するような呼称で呼び掛ける行為や、女性教員へのセクハラ行為があった」

－激辛カレーを食べさせたり、目にこすりつけたりすることもあった？

「激辛カレーの件については現在調査中。無理やり食べさせられた、体にカレーを付けられたという訴えは聞いている」

－「他の教員」というのは何人？

「現在、把握している被害者は、20代の男性教員以外に3人。全て20代で、男性1人、女性2人」

－他の教員へのハラスメントを具体的に。

「男性教員のことをポンコツの意味で『ポンちゃん』と呼んでいた。女性教員へのセクハラは、被害者のプライバシーにも関わるので詳細は控えたい。セクハラは加害教員4人のうち、男性教員2人からあったことが分かっている」

－加害教員の年代と性別は。

「30代男性が3人、40代女性が1人」

–市教委は、他の教員への人格否定やセクハラをいつ把握したのか。

「9月に調査を行い、その中で事実をつかんだ」

–加害教員は担任を持っていたのか？

「担任を持っていた者も含まれる」

–加害者側の反省の弁などは。

「反省はしているということだが、はっきりとした事情聴取を行えているわけではないので控えたい」

–加害教員の普段の勤務態度について。

「東須磨（小学校）では中心となる人物、リーダーとなるような教員だったと聞いている」

–加害教員の現在の身分は。

「籍としては、東須磨小に残った形」

–広報資料のハラスメント行為の内容に「送迎・飲食などの強要」とあるが。

「送迎は被害教員がまだ仕事があるにも関わらず、『（加害教員の）自宅まで車で送ってくれ』と。飲食は昨年度、『飲め、飲め』とお酒を無理やり飲まされたということだ」

–被害教員の体や車にどういう被害が出たか。

「車の被害は確認できていないが、コピー用紙の芯でお尻を殴られた時は、ミミズ腫れが生じたということだ」

–学校が問題を把握したのは6月。学校の聞き取りでどこまで分かって、どこまで市教委に報告が上がっていたのか。

「学校の方では、『車の上に乗られた』とか『たたいてくる』などのハラスメント行為の訴えがあった。市教委に対して具体的な内容は知らされず、『教員間でトラブルがありました』という報告はあった」

–『トラブルがあった』というだけの報告をどう考える。

「校長の責任も含め、事実関係を明らかにした上で厳正な対応をしていきたい」

–これだけの内容で、6月よりも前から周りの先生がこの事態を知らなかったというのは考えにくいのでは。

「中には一部、暴力的なことが行われているとみていた先生方もいる。今後、ほかの先生の事情も確認していきたい」

–9月に入って被害教員が休んでいる。それまで学校としてどんな対応を？

「学校は被害教員に寄り添う形で、『大丈夫か』など声かけをして、できるだけ校長が職員室にいる時間を増やしていたということだ」

–加害教員4人に対しては。

「『（被害教員と）距離を置くように』という指示をしていたようだが、学校からの指導後も、被害教員に対する暴言があったようだ。校長は全体の職員会で『ハラスメント行為はしてはいけない』と指導を行った」

–今月から加害教員4人が休んでいる理由は。

「こちら（市教委）の方からある程度の事実が確認できたので、東須磨小学校に勤務させるのは適当ではないと判断をした」

－実質、謹慎ということか。

「自宅謹慎という制度はなく、制度上は有給休暇を取らせている状況。（加害教員）本人から体調不良という申し立てはあるが、教壇には立てないということも含み置きのことだ」

－（学校から市教委に報告があった）7月の段階で被害者本人に聞き取りなどはしていなかったのか。

「していない。学校側も『（トラブルは）もう収まっている』という認識だったので」

－東須磨小の教員数は。

「30人強というところだ」

－教員30人強のうち、4人が被害者で4人が加害者。学校の中でいじめる側といじめられる側があったということでは。

「集団で、という部分もあったようだが、普段は（加害教員）4人がばらばらで被害教員に対してハラスメント行為をしていたと考えている」

－集団で行われた行為はどれか。

「カレーを無理やり食べさせる行為」

－これらのハラスメントは学校内で行われていたことか。

「学校内で行われていたものと学校外で行われていたものがある」

－学校内で行われたものはどれとどれ。

「『ハゲ』『ボケ』『カス』など、人格を否定するような呼称で呼び掛ける行為。コピー用紙の芯でお尻を殴る行為。背中を肘でグリグリと押しつける行為。足を踏みつける行為。これらは学校で行われていたことを確認できている」

－現在休んでいる被害教員は、職場復帰についてどう考えているのか。

「できるだけ早く復帰したいという意向を聞いている。いち早く復帰できるよう全力で支援していきたい」

－加害教員は、基本的に東須磨小に復帰することはない？

「はい」

－子どもたちに対して、「いじめは駄目」「いじめを見過ごしては駄目」と言うべき先生がいじめをしていた。市教委としての受け止めは。

「こういった事態は前代未聞のことだと考えている。深刻に受け止め、今後、どういうハラスメント行為が行われていたか十分調査をし、今後の再発防止につなげていきたい」

2019/10/4



## 東須磨小前校長もパワハラか 暴行被害教員を叱責 神戸



教員間暴行が発覚した東須磨小学校 = 神戸市須磨区堀池町1



神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、同小の前校長を巡っても「パワハラを繰り返している」という趣旨の相談が市の内部相談窓口などに寄せられていたことが9日、関係者への取材で分かった。市教育委員会は既にこの前校長からも聞き取りを始めており、一連の問題に対する関与や対応についても調べる。

前校長は2016年に教頭として東須磨小に赴任し、18年春に昇任。19年春に別の小学校へ転任した。

パワハラについては、複数の関係者が神戸新聞の取材に証言。それによると、前校長は今回被害に遭った20代の男性教員（療養中）に対し「女性と遊ぶ暇があったら一人前になれ」などと職員室で叱責したこともあったという。関係者の一人は前校長について「教員の好き嫌いが激しかった」と話した。

市の窓口で相談があったのは、前校長が昇任する前の18年1～2月ごろ。現場の教員に対し「裏切ったらどうなるか分かるやろ。完全に切る。だから誰についたらいいか分かるやろ」といった発言があったことが報告されていた。市教委によると、この相談内容がどのように扱われたかは「調査中」という。

一連の問題では、前校長が昇任した2018年に、30～40代の教員4人が後輩に当たる若手4人に暴力や暴言を繰り返していたことが判明。尻が腫れるまでたたかれたり、激辛ラーメンを目にこすりつけられたりした被害教員もいた。

市教委は9日午後には見聞を開く予定で、東須磨小の現校長も出席する。

2019/10/9

## 東須磨小で保護者説明会 学校「調査中」繰り返す



男性教員が所有する車の上に乗る加害側の教員（提供写真、画像の一部を加工しています）

神戸市須磨区の市立東須磨小学校の20代教員4人が、同僚で30～40代の先輩教員4人に昨年からの継続的に暴行や暴言を受けていた問題で8日、問題発覚後初めて、加害教員や被害教員が担当していた計4クラスで保護者説明会が開かれた。保護者からは質問が相次いだ。学校側は「調査中」との回答を繰り返したという。

関係者によると、この日は授業参観日で、説明会はその後開催。被害教員（療養中）が担当していたクラスの保護者らの要望で実施された。当初は加害教員4人の出席を学校側に求めていたが、「（精神的に）不安定になっている」との理由で実現しなかったという。

出席者によると、保護者からは「他の教員はいじめをいつから知っていたのか」「暴力を止められなかったのか」「激辛カレーを食べさせていたのは家庭科室なのか」などと質問が相次いだという。

出席した30代女性は「学校側から納得のいく説明はなかった。膿を出し切って正常な学校に戻してほしい」と憤っていた。

また、市教育委員会は8日、同小の校長を同席させた上で9日午後には会見を開くと発表した。校長が報道各社に自ら説明するのは、今月4日に問題が発覚してから初めて。市教委には多数の苦情も寄せられているという。（杉山雅崇）

2019/10/8

## 【詳報】東須磨小・教員間暴行 校長会見「4人中2人は前校長と親しい関係」



男性教諭への暴言・暴行問題について会見する神戸市立東須磨小学校の仁王美貴校長（右）と市教委の担当者＝9日午後、神戸市役所（撮影・斎藤雅志）



大勢の報道陣を前に会見する神戸市立東須磨小学校の仁王美貴校長（右奥）ら＝9日午後、神戸市役所（撮影・大森 武）



教諭間の暴行・暴言問題について会見する神戸市立東須磨小学校の校長＝9日午後、神戸市役所（撮影・斎藤雅志）



教諭間の暴行・暴言問題についての会見中、涙をぬぐ

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、同市教育委員会は9日午後5時、市役所で会見を始めた。

市教委幹部2人と同小校長の計3人が出席し、冒頭で「このたびのハラスメント事案で児童、保護者をはじめ、関係者に多大なる心配をおかけし、心よりおわび申し上げます」とあらためて陳謝した。

同小の校長は具体的なハラスメントの内容について、体をたたく、足を踏むなどの暴力▽性的な内容を含む人格を否定するような言動▽所有物の器物損壊などの嫌がらせなどを挙げ、「学校内やプライベートの場で長期にわたっていた」と説明した。

その上で「教員として、人として許されるべきではなく、東須磨小の子どもの前では今後、指導させない」と話した。

校長は、ハラスメント事案を知った時期について「（今年）7月初旬」とし、それから聞き取り調査を始めたと話した。

校長は「加害教諭と被害教諭は2018年度までは良好な関係にあったが、加害教諭が被害教諭のプライベートなことを他の教員に話したことがきっかけに疎遠になった」と説明した。

校長は、6月20日に市教委の訪問を受けた際、校内の人間関係について「心配がある」と伝えたところ、市教委側から「力になる」と言われたことを説明。市教委はこれまで、校長から「指導で解決した」との報告があったと説明していたが、校長は「指導したことは報告したが『解決した』とは言っていない」と否定した。

一方で、「私のハラスメント行為に対する認識が甘かった」とも認め、「被害教員に申し訳ない」「被害教諭が私たちに訴えたのは、こういう行為をなくして職員室が過ごしやすい場所になってほしいという思いがあったと思う」と述べた。

校長は2018年度に東須磨小に教頭として赴任しており、この当初から教員間の人間関係について違和感があったと説明。例として、職員を呼び捨てにすることがあったことを挙げ「中には職員という言葉で傷つく職員もいたし、心を痛める職員もいた。その職員の話聞きながらともに職員室で過ごしていて、職員間の関係が気になっていたので、（ハラスメント行為に気付くことが）全くなかったことはないと思う」と話した。

また、前任の校長の態度を問われ「校長ですので厳しい指導もあった。その厳しさが適切かどうかといえば、適切でない部分もあったかもしれない。すべて適切かという自信を持って言えない」と話した。

報道陣から隠ぺいする意図の有無を問われ「6月20日の市教委の訪問時は気になっているという話もしたし、教員の名前も挙げて伝えていた。これから指導するという事も伝えていたので、隠すつもりは一切なかった」と

う神戸市立東須磨小学校の校長  
(右)ら= 9日午後、神戸市役所  
(撮影・斎藤雅志)



教諭間の暴行、暴言問題について会見する神戸市立東須磨小学校の校長(右)ら= 9日午後5時すぎ、神戸市役所(撮影・斎藤雅志)



した。一方で「中身をしっかり伝えなかったことが、被害教員が学校に来られなくなったことが原因になったと思っている」と自身の責任も認めた。

校長によると、加害教員の一人は動機について「自分がおもしろければよかった。被害者がそんなに嫌がっているようには思えなかった。悪ふざけがすぎていた」と説明したという。

校長は加害教員4人のうち二人は、2018年度と19年度のいじめ対策の担当であることを明らかにした。

加害教諭の処分については、市教委の担当者が「このような教員が教壇に立つことが許されるのかという厳しい意見が多数寄せられている。ご指摘を踏まえて今後対応を検討したい」と話した。

校長は児童たちに、加害教員4人について「やってはいけないことをやった。なので東須磨小で教えることはできないと判断しました、と説明した」

と述べた。

児童たちの様子については「大きく傷ついたことは同じだった。その日は一つ部屋を設け『苦しくなったり、泣きたくなくなったりしたら来てもいいよ』と言った。その部屋の中で1日、ワンワン泣いた子もいた」と話した。

校長は、7月初旬に加害教員を指導した後、具体的な内容を市教委に報告しなかった理由について「指導する中で『もう絶対にしません』という態度だったので、自分が職員室で仕事をする中で改善できるかなというのをずっと見ていこうという気持ちはあった」としつつ、「なぜ具体的に言わなかったのかは、うまく言葉で説明することが難しい」と話した。

加害教諭と前の校長との関係について、「4人のうち2人は(前校長と)親しい関係だったと思っている」とした。一方、この2人は校内で中核教員だったが「そこでの力と前校長の力が関係しているかは分からない」と述べた。

また「昨年度しんどくなった教員の中には、前校長と意見が合わなかった教員はいる」と明かした。

2019/10/9

## 市長「教育行政の危機的状況」 教員間暴行で神戸市が調査チーム



神戸市・久元喜造市長



神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を受け、神戸市の久元喜造市長は10日の定例会見で、市教育委員会からの委任を受け、事実関係を究明するため、外部の専門家による調査チームを来週にも立ち上げる方針を示した。年内の調査を目指すという。

市によると、調査チームの設置は、長田淳教育長からの要請を受けた対応。調査の独立性を保つため、市教委の業務を市長部局が補助できると定めた地方自治法に基づき、人選を市行財政局に委任する。メンバーは弁護士や学校現場に通じた教育分野の大学教授ら数人を想定しているという。

久元市長は「言語道断の行為で、激しい憤りを感じる。市の教育行政の信頼を著しく失墜させる危機的な事態だ。事実関係の解明には外部の専門家による調査が不可欠」とした。

一方、同市は、今回の問題を含めた議題で総合教育会議を17日に開くと発表。久元市長は「教育現場や教育委員会の組織風土に大きな問題があると考えざるを得ない。組織風土改革に向けた取り組みをどのように行うのか、端緒となるような議論をしたい」と述べた。（石沢菜々子）

2019/10/10

## 【教員暴行詳報】飲酒強要し平手打ち プロレス技で首絞め 髪の毛に接着剤



男性教員が所有する車の上に乗る加害側の教員（提供写真、画像の一部を加工しています）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、被害に遭った男性教員（25）＝療養中＝が訴えているハラスメントの内容が2018年度以降だけでも約50項目に及んでいることが関係者への取材で分かった。主な内容は以下の通り。

### ■直接的な暴力など

- ・平手打ちや蹴られる（加害教員の一人は毎日のように）
- ・防犯研修後、関節技をかけられる。「痛い、痛い」と言ってもやめない
- ・首を絞められて呼吸困難に（複数回）
- ・膝蹴り（複数回）
- ・プロレス技で首を締め上げられる

- ・背中を肘でぐりぐりされる
- ・足を思いっきり踏まれる
- ・紙の芯ででん部をフルスイングで殴られる
- ・印刷用紙が入った段ボール箱をいきなり頭に置かれる
- ・乳首を思い切りつねられ、数日間あざに
- ・乳首を掃除機で吸われる
- ・熱湯の入ったやかんを顔につけられる
- ・家庭科室で身動きができない状態にされ、激辛カレーを口に入れられる

### ■器物損壊など

- ・かばんに氷を入れられ、びしょびしょにされる（少なくとも数十回）
- ・車に大量の灰皿の水をまき散らされる
- ・「最近、子どもがトマトジュースにはまってるねん」と言いながら、車にトマトジュースをかけられた
- ・児童に配布するプリントに水を垂らされる（何度も）
- ・携帯電話を隠される
- ・出張前に「出張行ったら甘いもん買ってくるのが礼儀やろ」と言われたので買って帰ると、「こんなんでも好かれようとするな」と目の前で捨てられた
- ・少しダメージ加工のあるジーンズをはいていると、「お前いちびってるから穴広げたる」と言ってビリビリに破かれた

#### ■強要行為

- ・仕事が終わっていないのに「はよ帰りたいから送れや、くず」と言われ、車で送られた
- ・送られた後、下車するときにドアから出ずに窓から出たり、足でドアを閉められたりした
- ・無理やり、酒を飲まされる。「もう無理です」と言うと、「ごこいな」と顔を平手打ち
- ・ビール瓶を口に突っ込まれて飲まされ、飲み終えた瓶で頭をたたかれた
- ・激辛ラーメンを無理やり食べさせられる。「もう無理です。許してください」と言っても、「汁まで全部飲め」。食後、トイレに駆け込んで苦しんでいると、大笑いされた
- ・ドレッシング、焼き肉のタレ、キムチ鍋のもとなどを大量に飲まされる
- ・「太れ」と言って、大量の菓子や餅を口に詰め込まれる
- ・ラーメン屋で、卓上にあったショウガの汁、酢を水に入れて飲まされる

#### ■嫌がらせ、悪口など

- ・輪ゴムを顔に当てる
- ・指導案に落書きされる
- ・髪の毛や衣服を接着剤、洗濯のりまみれにされ、「こっちの方がかっこええ」
- ・仕事上の質問をした際、「誰に許可得てしゃべっとん。くずがしゃべんな」
- ・「性病」「くず」「くそ」「うんこ」「ごみ」などと呼ばれる（毎日）
- ・「犬」と呼ばれる
- ・児童に対し「〇〇先生（被害教員）の言うこと聞かんでいいで」と言われる
- ・児童に対し「〇〇先生（被害教員）はセミを食べるねんで」と言われる
- ・家族や親しい知人の人格を否定するような悪口を言われる
- ・運動クラブの際、「俺、なんもやらんからお前全部やれ」と言われた
- ・「お前みたいなやついじってんねんから、感謝しろ」「お前見てたらイライラする」と言われた
- ・加害行為について現校長の指導を受けた後、「くそやな」「謝るんやったら土下座でもなんでもやったらわ」「お前が全部言ったんやろ」などと言われた

2019/10/11

## 学校長の意向働く人事異動ルール「神戸方式」廃止決定 教員間暴行受け神戸市教委



教員間の暴行・暴言問題について会見で説明する仁王美貴校長（右）と神戸市教育委員会の担当者＝9日午後、神戸市役所（撮影・斎藤雅志）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間の暴行・暴言問題で、市教育委員会は11日、「神戸方式」と呼ばれ、学校長の意向が強く働く独自の人事異動ルールを2021年春から廃止する方針を示した。長田淳教育長が市会決算特別委員会で明らかにした。また他校でも同様の問題がないかチェックするため、月内をめどに、市立の幼稚園と小中高校、市教委事務局などの全教職員約1万2千人を対象に調査を行うことを決めた。

市教委によると、神戸方式は、教諭本人の異動希望に基づき、現在の勤務校と異動先の校長が人事の素案を作り、それを市教委が追認する独自の慣行。1960～70年ごろに始まったとされる。優秀な教員を招き入れようとする校長の意向が強く働いて人事の公平性が失われる上、招かれた教員が校内で強い力を持つこともあり、今回の問題でも温床の一つと指摘された。

長田教育長はこの日の質疑で、神戸方式を廃止し「適材適所の人事配置を行うため、新たな制度を作る」とした。ただ20年4月の人事異動については作業が間に合わないため、現行の枠組みを維持しながら、市教委によるチェックを強化する。

神戸方式については、同市垂水区の中学3年の女子生徒がいじめを苦に自殺した問題で、市教委が設けた「組織風土改革のための有識者会議」も問題点を指摘。市教委が見直しを進めていたという。

一方、市教委が月内をめどに全教職員を対象に行うとした調査は、詳細な内容は未定だが、各教職員から直接回答を受け取る手法などを検討しているという。（石沢菜々子、井上 駿）

2019/10/11



## 教員間暴行 文科副大臣、市教委に「厳正な処分を」



東須磨小の教員間の暴行・  
暴言問題を受け、神戸市教  
委に調査に訪れた文部科学省の亀岡  
偉民副大臣（右端）と佐々木さやか  
政務官（右から2人目）＝15日午  
前、神戸市役所（撮影・鈴木雅之）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を受け、文部科学省の亀岡偉民副大臣と佐々木さやか政務官らが15日午前、神戸市役所を訪れ、市教育委員会の長田淳教育長らと面談した。亀岡氏は「原因究明と事実確認を行い、加害教員には厳正な処分を下してほしい」などと市教委に求めた。

市教委からは、長田教育長ら6人が出席し、事案の報告や意見交換などが行われた。

冒頭、長田教育長は「今回の事案は、子どもを指導する立場にある教諭として、断じて許されない言語道断の行為。教育行政への信頼を著しく失墜させたことを深くおわびする」と謝罪し、深々と頭を下げた。

面談後、亀岡氏は、可能な限り早期の事実究明を市教委に求めたことを明らかにした上で、「子どもたちが安心して学ぶことができる教育現場を取り戻せるよう、文科省としてもサポートしていきたい」と述べた。（杉山雅崇、太中麻美）

2019/10/15

## 教員間暴行 東須磨小で保護者会 市教委対応に不信感あらわ



教員間の暴行・暴言問題で説明会に集まった保護者ら = 16日夜、東須磨小学校（撮影・鈴木雅之）

16日夜開かれた神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を巡る保護者説明会は、質疑を含め約2時間40分に及んだ。仁王美貴校長（55）が9日に記者会見してから初めてで、418人が出席。出席者は後手に回った学校や市教育委員会の対応に不信感をあらわにした。市教委は、被害教員が家庭科室で激辛カレーを食べさせられた動画を見て気分が悪くなった児童がいたとして、同室を改修する方針を明らかにした。

説明会は非公開。関係者によると、仁王校長と、市教委で同校を支援する担当課長が、問題の経緯や対応策を報告した。

出席者からは、加害教員による暴行や暴言の内容について質問が集中。激辛カレーを食べさせている動画などを巡り、「4人の加害教員の他にも責任を取るべき教員がいるのか」と問われ、学校側は「十分に聞き取りができていないため、調査を続けたい」との回答にとどまった。

学校側は「加害教員の4人に子どもたちへの謝罪の意思はあるが、このような場所に出てこられる状況にはない」と説明。「調査を続けている段階」などと繰り返すのに対し、出席者が「いま分かっていることを全て話して。何のための保護者会なのか」と憤る場面もあった。

市教委が発表していた被害教員4人以外の別の同僚女性が昨年、30代の男性教員に激辛ラーメンを食べさせられていたことも16日、市教委への取材で判明。前校長からの聞き取りで把握したという。

一連の報道後、児童4人が登校できなくなり、このうち2人は現在もその状態が続いているという。（佐藤健介、杉山雅崇）

2019/10/16

## 東須磨小の教員間暴行・暴言問題 神戸市長、教育長ら会議



東須磨小学校の教員間暴行・暴言問題などについて議論する久元喜造神戸市長（左から3人目）や長田淳教育長（右）ら＝17日午前、神戸市役所（撮影・大山伸一郎）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴力・暴言問題で、久元喜造市長や長田淳教育長らが出席する市総合教育会議が17日午前、市役所で開かれた。

教委側は、今回の問題を招いた原因として、加害教員の個人的資質、管理職の対応、風土の乱れの3点を挙げた。出席者は「教員である前に人として断罪されなければならない」などと述べた。

教委側の課題として、マンパワーの不足で、オーバーワークになっており、突然の対応があると、それに追われて日常業務がストップするとの指摘があった。また、「教委事務局で議論したことが学校現場に伝わっていないことを痛感している」、「大きな事を変更しようとする、学校現場から『混乱する』と言われる」、「大事なことが先生方に伝わっていない反省がある」との趣旨の発言もあった。

ある」との趣旨の発言もあった。

長田教育長は「心からおわびしたい。加害教員の暴力性、凄惨さなどからみても影響は甚大だ。関係者の処分を行うとともに、子どもたちの心のケアに努めたい」と述べた。さらに「加害側教員の意識が低いことに尽きる。背景として『神戸方式』といわれる人事方式が影響している。この方式を廃止する」と強調。学校の風土について、「学校と教委に溝がある。学校には（問題が発生しても）『学校内で収めたい』との気持ちが強い」とし、ガバナンスの強化の必要性があると主張した。久元市長も「教員側には『教育委員会さん』という意識がある」と、学校現場と市教委との溝がある認識を示した。

会議では問題の背景と指摘される独自の人事システム、神戸方式について「市教委の人事案が作成される前に、異動を希望する教員の名簿が作られ、校長がアプローチする」などと説明があった。

神戸方式は「50年前から、半世紀続いていた。ということはうまくいっていた時期もあった。メリットとしてはモチベーションがあるが、デメリットとして全市的視野がなかった」として廃止し、今後は学校の課題に合わせ、適材適所の配置をしていく方針を示した。

組織の課題として「教員8千人、児童10万人の大組織。だが、事務局には未然に防いだり対応する専門の部署がない」との現状が報告され、久元市長は「外部の視点からチェックする態勢を考える必要がある」との考えを示した。

長田教育長は令和3（2021）年春の人事異動から新人事システムを採用していく方針を明らかにした。「来春の異動は現在の枠組みだが、内容を精査し、現場から（人事案が）上がって行く通りとはならないようにしたい」と述べた。

教委は被害教諭とは代理人弁護士を通じたやりとりで、直接接合できていないという。ケアのためにも「お会いしたい」と申し込んでいるが、実現しておらず「会えるよう努力していきたい」とした。

久元市長は連携の抜本的見直しのため、外部人材の登用方針を示した。また、神戸市と教委の情報発信は「ひどい状態」とし、見直しを求めた。信頼回復に向けて市と教委が全力を挙げることで一致。今後の方針として、事実解明を早急に、できれば年内に明らかにする、明白な事実はそのつど公表することなどを決めた。

2019/10/17

## 教員間暴行「予断を排して原因究明」 弁護士による調査委初会合



教員間の暴行・暴言問題に関する調査委員会の初会合に臨む弁護士ら＝18日午前、神戸市中央区八幡通4（撮影・鈴木雅之）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間の暴行・暴言問題で、同市教育委員会が設置した外部有識者による調査委員会の初会合が18日、同市内で開かれた。犯罪被害者支援やハラスメント対策に詳しい弁護士3人が委員に就任。問題の実態や要因、組織的な背景などを検証し、年内をめどに調査結果をまとめる。再発防止策も提言する。

市教委によると、同校に勤務していた30～40代の教員4人が、遅くとも昨年からの複数の同僚に嫌がらせや暴言などを繰り返していた。激辛カレーを食べさせられるなどした男性教員（25）は体調を崩して療養している。前校長と現校長は問題を把握した後も、市教委に詳細を伝えなかった。

調査委は、市教委との独立性を保つため、市長部局の行財政局が委員を選。この日の初会合で、委員に就いた弁護士3人のうち、学校で法的な助言をする「スクールロイヤー」を務めている渡辺徹弁護士が委員長に選任された。慎重に扱うべき個人情報なども含まれるとして、会合は非公開となった。

渡辺委員長によると、被害者や加害者のほか、管理職を含めた他の同校教員らにも聞き取り調査を行う方針を初会合で確認した。加害行為が多岐にわたるため、委員以外の弁護士数人も調査を手伝うという。渡辺委員長は「予断を排して原因究明に当たる」とした。（佐藤健介）

2019/10/18

## 東須磨小・教員暴行 徹底調査、厳格処分を申し入れ 神戸市議会



神戸市役所 = 神戸市中央区



神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、神戸市議会は23日、市教育委員会に対し、徹底的な調査や関係者の厳格な処分を求める申し入れを行った。

申し入れでは、今回の問題が「（市の）教育行政に対する信頼を著しく失墜させただけでなく、都市イメージを著しく毀損している」と指摘。学校で起きた事案に適切に対応できるよう、市教委の体制を再構築すること▽子どもたちの心のケアに万全を尽くすこと▽早急かつ全力で再発防止策を講じ、議会に報告すること―などを求めている。（長谷部崇）

2019/10/23

## 給食カレー外し、家庭科室改修に苦言も 神戸市教委が会議



東須磨小学校の教員間暴行・暴言問題について話し合われた神戸市教育委員会会議 = 24日午前、同市中央区東川崎町1

神戸市の教育委員会会議が24日午前、臨時で開かれ、市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題について報告があった。市教委事務局が同校児童への配慮として、被害教員が激辛カレーを食べさせられた家庭科室の内装工事を行い、給食メニューからカレーを当面外す方針を示していることに対し、教育委員は「保護者がみんな要望しているわけではない」と苦言を呈した。

家庭科室の内装工事や給食メニューの変更は、事務局が「保護者の要望を受けた措置」と説明したが、梶木典子教育委員は「いろんな意見がある中で、先走って発表してしまうのはどうなのか」と指摘。長田淳教育長も担当職員に対し「（学校再建に向けた取り組みが）その場しのぎにならないよう、柔軟な対応を」と求めた。

事務局は同校にスクールカウンセラーを継続的に配置し、担任が代わった加害教員のクラスや療養中の被害教員のクラスでは、市教委の専門指導員を派遣して複数で指導に当たっていることも報告。11月の修学旅行は予定通り実施し、校外学習、その他の学校行事も時期を延期して開催するとした。（長谷部崇）

2019/10/24

## 神戸市教委のガバナンス強化へ 市が異例の支援策



教育委員会の組織改革などに対する支援策を説明する久元喜造市長＝神戸市役所（撮影・斉藤雅志）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を受け、久元喜造市長は24日の定例会見で、教育行政を支援する「教育行政支援課」を市長部局に置くなど、教育委員会のガバナンス（統治）強化や組織改革への支援策を明らかにした。有給休暇の扱いとなっている加害教員4人の給与の支払いを差し止めるため、内容を検討していた関連条例の改正案は、28日の市会本会議に追加提案すると正式に表明した。

教育行政支援課は11月1日付で企画調整局に設置し、同局つなぐ課の課長級1人と係長級1人を専任で配置。市長、教育長、教育委員による総合教育会議の事務局を置き、開催の頻度を高める。久元市長は「（公開される）会議の議論が学校現場に共有されることが、ガバナンスの確立には大切だ。教育委員会が担当する改革を、市長の権限で全面的にサポートしていく」と強調。市長部局に教育行政を支援する組織を置くのは全国的にも異例とみられる。

市教委事務局総務部には、同日付で「改革特命担当課長」を配置し、市長部局から職員を派遣する。久元市長は「学校現場にさまざまな問題があるのに、市教委事務局が把握できていない」と指摘。教育長のリーダーシップを確立する狙いもあるという。市教委事務局には、外部人材の登用を検討するよう要請する。

市教委が教育現場の再生に集中できるよう、負担軽減も進める。市教委が所管する社会教育部門の文化財、博物館、図書館の業務について、遅くとも来年4月までに、市長部局の市民参画推進局へ移管する。

一方で、市は有給の扱いとなっている加害教員4人への対応も急ぐ。条例改正案では、懲戒免職処分の対象となるような重大な「非違（非行・違法）行為」を犯し、起訴される恐れがある職員らに対して「分限休職処分」とした上で給与を差し止められるよう、関連条例に新たな規定を設けるなどした。

異例の措置に踏み切った理由について、久元市長は「行為のおぞましさを考えて、（4人に給与が支払われている現状は）到底市民の理解を得られるものではない」とし「議会の議決を受けた上で速やかに（加害教員を）分限休職処分とし、給与を差し止めたい」と述べた。ただ、東須磨小の問題を念頭に置いた対応であることを強調し「（今回の事案に）匹敵するものでない限り、発動されることはない」との見解も示した。（石沢菜々子、長谷部崇）

2019/10/24

## 神戸市の市教委支援策 教育関係者らに疑問の声も

- 神戸市の教育行政に対する当面の対応
- 市長部局に「教育行政支援課」を新設 (11月1日付)
- 市教委事務局に「改革特命担当課長」を配置 (同)
- 市教委事務局に外部人材の登用の検討を要請
- 文化財、博物館、図書館の業務を市教委から市長部局に移管 (2020年4月をめどに)
- 重大な非遵行爲を行った職員の取り扱いについての条例改正

神戸新聞NEXT



神戸市立東須磨小学校 (同市須磨区) の教員間暴行・暴言問題を受け、教育委員会の組織改革に対する支援策などを打ち出した同市。教育行政の信頼回復を目指す狙いだが、教育関係者や保護者からはその方法を疑問視する声も上がった。

市立中学校の校長は「再発防止には、小学校と中学校の教員の人事交流で風通しのいい環境をつくったり、保護者をどんどん学校に入れて放課後の学習を充実させたりする必要がある」と注文を付ける。高校生の子どもがいる市内の母親も「現場に率先力のある管理職を投入する方が先だ」と訴えた。

一方、専門家からは教育委員会の独立性を保てるか懸念する意見が出た。

立正大の浪本勝年名誉教授 (教育法) は「教育行政の独立性が重視されて教育委員会が設置された経緯を考えれば、市長部局が関与を強めるのは疑問が残る」と問題視。「市教委が自ら問題解決に当たり、専門性に基づいて本来の役割を果たすべきだ」と話した。

関西学院大法学部の北山俊哉教授 (地方自治論) は、給与の差し止めを可能にする条例改正案について「例えば『君が代を歌わなかったから給与を差し止める』など、『非遵行爲』が拡大解釈されてしまう可能性もある。条例は全ての市職員が対象となるので、正しい運用が求められる」とした。(鈴木久仁子、太中麻美、末永陽子)

2019/10/25



## 教員間暴行、加害教員の給与差止めへ 神戸市が条例改正案を追加提案



条例改正案について答弁する久元喜造市長 = 28日午前、神戸市会本会議場（撮影・後藤亮平）



条例改正案について答弁する久元喜造市長 = 28日午前、神戸市会本会議場（撮影・後藤亮平）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、神戸市は28日午前、有給休暇の扱いとなっている加害教員4人の給与の支払いを差止めするため、関連条例の改正案を市会本会議に追加提案した。本会議終了後、総務財政委員会で審議される。同日午後の同委員会で結論がまとまれば、29日の本会議で議決される。可決された場合、市は速やかな公布、施行を目指す。

同市教育委員会は、4人の暴行や暴言の事実を確認した上で、今月1日から自宅謹慎の代わりに有給で休ませている。現行の制度では、処分が決まらない限り給与や手当が支払われる。同市や市教委には、4人に月額給与が支払われていることに市民らから苦情が相次ぎ、市が異例の条例改正案の提案に踏み切った。

条例改正案は、「職員の分限および懲戒に関する条例」などの一部を改正。懲戒免職処分の対象となるような重大な「非違（非法・違法）行為」を犯し、起訴される恐れがある職員に対し、「分限休職処分」とした上で給与を差止められるよう、新たな規定を設けるなどしている。

28日午前には自民、公明、維新の各会派による質疑があった。久元喜造市長は、「法的な問題はないのか」と問われ「条例には事由（分限休職処分の理由）を追加できる。職員の身分保障は重要なので、その制約は議会で制定される条例を根拠に行うことが必要だと考えた」と説明した。

一方で、「基準があいまいで、恣意的な運用になる恐れがある」との指摘に、市側は「極めて限定的な要件にしている」と強調。弁護士らによる分限懲戒審査会に諮問した上で、任命権者である市教委が判断する考えを示した。（石沢菜々子、長谷部崇）

2019/10/28

## 給与差し止め改正案 恣意的運用に懸念も「反対しづらい」



条例改正案について議論する市議ら＝28日午後、神戸市役所

拡大

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、有給休暇の扱いとなっている加害教員4人の給与支払い差し止めを念頭に、市が28日提案した条例改正案。審議を託された市会総務財政常任委員会では、恣意（しい）的な運用につながりかねないとして、恒久的な条例の制定に委員から懸念の声が相次いだ。最終的には賛成多数で可決したものの、厳しい世論を踏まえた上での苦渋の判断であることをにじませた。

「条例の制定が遅れるほど（加害教員）4人の給料差し止めが遅れてしまう。どうぞご理解をお願いしたい」。同市の遠藤卓男行財政局長は繰り返し頭を下げたが、委員からは急ごしらえの改正案に疑問を投げ掛ける声が次々と上がった。

一連の条例改正案は（1）重大な「非違行為」（2）起訴される恐れがある（3）引き続き職務に従事すれば公務に重大な支障が生じる場合－の要件を全て満たした場合、「分限休職処分」にして給与を差し止めることができるようにする。

市は「運用は極めて限定的なものにする」としたが、この基準が「あいまいだ」との批判が集中。「首長や教育長の恣意的な運用を可能にしてしまう」と慎重な運用を求める意見が多数を占めた。また、法律は本来、さかのぼって不利益を被らせる遡及（そきゅう）措置はできないとされるが、市は「（4人は）現在も出勤させられない状況で、混乱が続いていることが処罰の理由になる。遡及適用ではない」との見解を示した。

厳しい世論を背景に焦りを隠さない市に対し、委員からは「加害教員の処分には反対しづらい」との本音も聞かれた。継続審議や付帯決議を求める意見もあったが、4時間余りの審議の結果、賛成多数で原案通り可決された。

ある委員は「本来は教育委員会や教育長が早急に対応すべき問題。議員への責任の押し付けだ」と恨み節を漏らした。（前川茂之、堀内達成）

2019/10/29

## 給与差し止め条例成立 11月上旬にも分限処分へ



加害教員の給与差し止めを可能にする条例改正案に関し、賛成多数で可決する市会議員を見つめる久元喜造市長（前列右）ら = 29日午前、神戸市中央区（撮影・秋山亮太）

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を受け、職員を「分限休職処分」にした上で給与を差し止めることを可能にする条例改正案が29日、市会本会議で賛成多数で可決、成立した。市は30日にも改正条例を公布、施行する。施行を受け、市教育委員会は加害教員4人に対する分限休職処分の手続きを進め、11月上旬にも処分を決定して給与を差し止める見通しだ。

条例改正案は、「自宅謹慎」の代わりに有給休暇を取らせている加害教員4人を念頭に市が提案。職員が重大な「非違（非法・違法）行為」を犯し、かつ起訴される恐れがあり、さらに職務を続けさせると公務に大きな支障が生じるようなケースを、新たに分限休職処分の対象に加えた。

今回追加した新たな規定では、職員に給与の最大6割までを支払えるが、市は加害教員4人については全額を不支給としたい考え。

条例施行を受け、市教委は弁護士らによる分限懲戒審査会を開く方針。審査会の意見を踏まえた上で、4人の処分を判断する。法律は原則として、さかのぼって不利益を被らせる遡及ができないため、市教委が処分を決定するまでは日割りで支払い、それ以降の給与を差し止めるとみられる。

今回の条例改正を巡る市会審議では、議員から「恣意的な運用につながりかねない」などの懸念が相次いだ。29日の本会議では、職員の処分に際し、弁護士らによる分限懲戒審査会への諮問や弁明の機会の確保など、公務員の身分保障を担保する規則や規定を求める付帯決議案が公明会派から提出され、賛成多数で可決された。（石沢菜々子）



【分限処分】 地方公務員法の規定に基づき、一般職の公務員に対し、勤務態度に問題があったり、心身の故障で職務が遂行できなかつたりする場合に免職や降任とするほか、心身の故障や刑事事件での起訴などの理由で公務に重大な支障がある場合、本人の意に反して休職させる処分。分限休職処分の対象は条例で拡大することができるが、職員の身分保障の観点から慎重に考えられてきた。

2019/10/29

## 世論に押されスピード成立 条例改正に市会困惑



神戸市会総務財政常任委員会  
会で条例改正案を審議する  
委員ら＝28日午後、神戸市役所

神戸市会総務財政常任委員会(28日)での各会派意見

会派	賛否	意見
自民	○	今のままでは加害教員の給与が血税から支払われる。停止の先延ばしは許されない
公明	○	条例の必要性は分かるが、公務員の身分保障を担保する規定などを求める付帯決議を
維新	○	任命権者が分限懲戒審査会としっかりコミュニケーションを取り、かつ厳正な運用を
共産	○	条例は極めて限定的に適用されるものであり、乱用しないということを前提に賛成
こうべ市民連合	○	審査会の関連規定について検討するとの発言があった。付帯決議を付けて結論を
つなぐ	×	恣意的な運用を防ぐ担保が市民のコメントだけ、恒久的な条例としては問題が多過ぎる

神戸新聞NEXT

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題を受け、神戸市会で29日に可決、成立した条例改正案は、市当局の市会運営委員会への議案説明から、わずか5日での成立となった。世間の厳しい批判を受け、有給休暇の扱いとなっている加害教員4人の給与差し止めを急ぎたい市当局と、反対しづらい立場の議員という構図が、異例のスピード成立を可能にした。

「教育の権限がない市長が事態打開のため何ができるのか（中略）。近日に必要な対応をするつもり」

東須磨小の問題を巡り、久元喜造市長は20日、前例のない対応を宣言するのよう自身のツイッターに書き込んだ。市や市教育委員会には、加害教員が有給休暇の扱いとなっていることへの批判が相次いでいた。ほぼ同時期、市当局は弁護士や議会関係者らの意見を聞きつつ、条例整備に向けた調整を水面下で進めていた。

ただ、今回のような条例改正は職員の身分保障を制約することになるため、他自治体でもほとんど例がない。当初は今回の問題に特化した条例案の提出も検討したが、「平等な取り扱いを定めた法に抵触する可能性がある」と断念。条例改正案の市会審議では市幹部が今回の問題を念頭に置いた措置

であることを強調し、「審議が長引けば、その分（加害教員に）給与が支払われる」と早期成立への理解を求めた。

改正条例案は賛成多数で可決、成立したが、与党議員は「議論の時間があまりにも足りない。議論が長引くほど世間の批判を浴びる」と困惑する。ベテラン議員は「やむを得ない面もあるが、市長が世論に過剰に反応している」と指摘する。「この条例改正で本当に4人全員の給与を差し止めることができるのか。できなければ、パフォーマンスと取られかねない」

一方、神戸市職員労働組合（市職労）幹部は「事前説明を受けていなかった」と戸惑う。「市職員の身分に関わることなので、本来であれば説明があるべきだ。成立を急ぐあまり、対応できなかったのではないかと話した」。

市教委の担当者は「給与や分限・懲戒に関する条例は（任命権者が異なる）市と市教委で一本化されており、条例改正は市長部局で提案するのが通例」とした上で、「条例改正を厳格に受け止め、適切に対応したい」と言葉少なだった。（石沢菜々子、長谷部崇）

2019/10/30

# 暴行の土壌管理職が醸成

神戸市立東須磨小(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題は、発覚から3週間。取材で新たに浮かび上がったのは、被害に遭った男性教員(25)への嫌がらせが赴任1年目には始まっていたことだ。加害教員4人の行為はエスカレートする一方だったが、当時の校長が深刻に受け止めた様子はいくつか見えない。それどころか、「いじめられてないよな」と決めつけるような発言すらあったという。ハラスメントが許され、SOSは封じられる。そんな異様な土壌も次第に明らかになりつつある。

## 職場環境

た。宴席の際、ビール瓶で頭を殴られる。熱湯入りのやかんを顔につけられる。車に灰皿の水をまかれる。スポンを破られる…。

今のところ背景を見えていないのは、以前の職場が同じだった前校長と加害教員1人の1人が特に親しかったこと。そして「神戸方式」と呼ばれる全国でも極めて特異な教員人事システムが50年も続いてきたことだ。

「いびつな人間関係の土壌を管理職がつくっていった」。東須磨小勤務経験者はずいぶん指摘する。例えば互いの呼び方だ。通常、校内では年齢に関係なく「○○先生」と呼び合う。しかし、前校長は同僚の一部を呼び捨てにした。さらに加害教員の一人は、先輩をも呼び捨てにした。

前校長は18年度、この呼び捨てについては1度注意した。3学期には一部の教員から「被害教員への配慮の度が過ぎている」と訴えがあり、加害教員4人を個別に指導したとされる。だが、具体的な内容は踏み込んでいない。

前校長「お前ぶっちゃけ(加害教員のことを)どう思ってるん？」

被害教員「お世話になってます」

前校長「そやんな。じゃ、お前はいじめられてないんやんな」

一方的にSOSを封じ込めるかのようない回し。後任の仁王美貴校長(55)にも引き継がれてはいない。ただし、前校長は市教委にこのやりとりを否定してらる。

## 東須磨小 教員暴行

「激手カレ」を強要。「はげ、ボケ、ダボ」などの暴言を吐く。「椅子を投げて渡す」「椅子をひく」…

今月17日の市議会常任委員会。配布資料には加害教員4人の行為がずらりと列記され、「極めて悪質」なセクハラもあった。

被害を受けたのは男女2人ずつの若手教員で、療養に追い込まれた男性(25)は教師3年目だった。当初、市教育委員会は嫌がらせの始まりを2018年としていたが、実は17年、つまり新人として赴任したその年から続いていた。

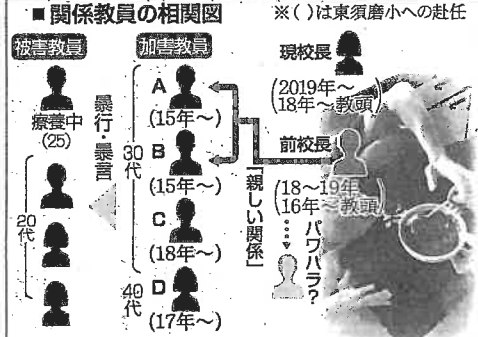
学をお願いしたときのことだ。「来るな、教室が汚れる」。加害教員の一人はそう言い放った。それだけではない。この年の夏、アルコールが苦手で懇親会を欠席したいと申し出るのと、当時教頭だった前校長

前校長 SOS封じ込め?

今月16日、2度目の保護者会。仁王校長が子どもたちの様子を説明した。連日の報道が続く中、加害教員、被害教員が担任していた学級の子どものたちが心算を紙に書く時間が設けられた。言葉にならず絵で表現した子どももいれば、書いたものをビリビリに破く児童もいた。別室で号泣するケースもあれば、起き上がったが信じられず「(加害者は)先生じゃない」とつぶつぶたももあった。

学校には苦情電話が殺到し、住民らが展開する地域活動も延期を余儀なくされている。前代未聞の不祥事が引き起こした激震は、いまだ収まっていない。

(教員間暴行問題取材班)



### 神戸市立東須磨小を巡る問題の主な経緯

2015年4月	加害教員A、Bが着任
16年4月	前校長(当時は教頭)が着任
17年4月	加害教員Dと被害教員(25)が着任
夏ごろ	前校長が被害教員に飲み会への参加強要
18年4月	現校長(当時は教頭)と加害教員Cが着任
1学期末	Aのセクハラ発言について一部の教員が校長に申告
7月ごろ	職員全体にセクハラ研修
2学期ごろ	先輩教員を呼び捨てなどにするAを校長が指導
2月下旬	一部の教員が「職員室での被害教員に対する心ざけの度が過ぎる」と校長に訴え。校長が加害教員を指導するも、具体的な内容は確認せず
3学期	Aが別の教員に激辛ラーメンを食べさせたと聞き、校長が指導
2019年	市教委の定例の学校訪問で、「若手教員に対する度が過ぎるからいいがある」と現校長
6月20日	加害教員の暴力的行為について、教頭が被害教員や別の教員との面談で把握
2~3日	教頭が校長に報告。被害教員に詳細確認
3~4日	校長が加害教員を指導。1人は被害教員に「謝るんやったら謝ったで」と暴言
5日	校長が被害教員に毎日様子を確認している旨を伝える
上旬	校長が職員会議でハラスメント行為について注意
9日	校長が市教委に「4人を指導した」と報告。具体的な説明はせず
9月2日	被害教員が親族と相談窓口へ。市教委が問題を把握

東須磨小・教員暴行

# 市長部局に教育行政支援課

## 神戸市教委の組織改革推進

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、久元喜造市長は24日の定例会見で、教育行政を支援する「教育行政支援課」を市長部局に置くなど、教育委員会のガバナンス(統治)強化や組織改革への支援策を明らかにした。有給休暇の扱いとなつている加害教員4人の給与の支払いを差し止めるため、内容を検討していた関連条例の改正案は、28日の市会本会議に追加提案すると正式に表明した。



教育委員会の組織改革などに対する支援策を説明する久元喜造市長=24日午後、神戸市役所(撮影・斎藤雅志)

教育行政支援課は11月1日付で企画調整局に設置し、同局つなぐ課の課長級1人と係長級1人を専任で配置。市長、教育長、教育委員による総合教育会議の事務局を置き、開催の頻度を高める。久元市長は「(公

開される)会議の議論が学校現場に共有されること、ガバナンスの確立には大切だ。教育委員会が担当する改革を、市長の権限で全面的にサポートしていく」と強調。市長部局に教育行政を支援する組織を置くのは全国的にも異例とみられる。

市教委事務局総務部に「改革特命担当課長」を配置し、市長部局から職員を派遣する。久元市長は「学校現場にさまざまな問題があるのに、市教委事務局が把握できていない」と指摘。教育長のリーダーシップを確立する狙いもあるという。市教委事務局には、外部人材の登用を検討するよう要請する。市教委が教育現場の再生に集中できるよう、負担軽減を進める。市教委が所管する社会教育部門の文化財、博物館、図書館の業務について、遅くとも来年4月までに、市長部局の市民参画推進局へ移管する。一方で、市は有給の扱い

への対応も急ぐ。条例改正案では、懲戒免職処分の対象となるような重大な「非行(非行・違法)行為」を犯し、起訴される恐れがある職員らに対して「分限休職処分」とした上で給与を差し止められるよう、関連条例に新たな規定を設けるなどとした。異例の措置に踏み切った理由について、久元市長は「行為のおさまさから考えて、(4人に給与が支払われている現状は)到底市民の理解を得られるものではない」とし「議会の議決を受けた上で速やかに(加害教員を)分限休職処分とし、給与を差し止めた」と述べた。ただ、東須磨小の問題を念頭に置いた対応であることを強調し「(今回の事案に)匹敵するものでない限り、発動されることはない」との見解も示した。(石沢菜々子、長谷部崇)

### 「率先力ある管理職を」保護者

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、教育委員会の組織改革に対する支援策などを打ち出した同市。教育行政の信頼回復を目指す狙いだ。教育関係者や保護者からはその方法を疑問視する声も上がった。市立中学校の校長は「再発防止には、小学校と中学

校の教員の人事交流で風通しのいい環境をつくったり、保護者と一緒に学校に入れて放課後の学習を充実させたりする必要が」と注文を付ける。高校生の子どもがいる市内の母親も「現場に率先力のある管理職を投入する方が先だ」と訴えた。一方、専門家からは教育委員会の独立性を保てるか懸念する意見が出た。立正大の浪本勝年名誉教授(教育法)は「教育行政の独立性が重視されて教育委員会が設置された経緯を考えれば、市長部局が関与を強めるのは疑問が残る」と問題視。「市教委が自ら問題解決に当たり、専門性に基づいて本来の役割を果

- 神戸市の教育行政に対する当面の対応
- 市長部局に「教育行政支援課」を新設(11月1日付)
- 市教委事務局に「改革特命担当課長」を配置(同)
- 市教委事務局に外部人材の登用の検討を要請
- 文化財、博物館、図書館の業務を市教委から市長部局に移管(2020年4月をめどに)
- 重大な非違行為を行った職員への取り扱いについての条例改正

たすべきだ」と話した。関西学院法学部の北山俊哉教授(地方自治論)は、給与の差し止めを可能にする条例改正案について「例えば『君が代を歌わなかったから給与を差し止める』など、『非違行為』が拡大解釈されてしまう可能性もある。条例は全ての市職員が対象となるので、正しい運用が求められる」とした。(鈴木久仁子、太中麻美、末永陽子)

# 教諭いじめ 届かなかったSOS

## 被害1年以上、校長ら認識甘く

### 神戸の小学校

神戸市立東須磨小(同市須磨区)で起きた前代未聞の教諭間のいじめ問題。男性教諭(25)に対する先輩教諭4人からの暴言や暴力は少なくとも1年以上続き、職員室や児童の面前でも堂々と行われた。校長や他の同僚教諭が事態の異常さを把握していたにもかかわらず、4人の暴走を止めることができなかった背景には何があったのか。(木下未希)

### 有給休暇に批判

「職員室が怖かった分、毎日子供いる時間が幸せでたまらなかった」。今月10日、被害を受けた男性教諭が児童に宛てた一通の手紙。大学卒業後、同校で教師としての一歩を踏み出した被害教諭を待っていたのは、先輩教諭4人からの壮絶ないじめだった。

加害側は30代の男性教諭3人と40代の女性教諭1人。児童のいじめ指導などにも携わっていた。

関係者によると、被害教諭は着任した平成29年から、からかいなどの過度な

「いじり」を受けており、昨年春頃から徐々に加害側の言動が過激化したという。羽交い締めにもされ、激辛カレーを無理やり食べさせられたほか、熱湯の入ったやかんを顔につけられるなど、被害教諭が訴えるいじめ行為は50以上。被害教諭は精神的に不安定になり、今年9月から欠勤。一方の加害教諭4人も有給休暇の扱いで休んでいる。

今年11日、被害教諭の代理人から被害届が提出され、兵庫県警が暴行疑いで捜査を開始。18日には市教委設置の調査委員会が初会合を開くなど、実態解明に

### 口頭注意のみ

いじめの長期化を招いた背景には、校長ら管理職の認識の甘さと対応の遅さが指摘されている。

昨年度から加害教諭らの行為を見かねた複数の教員が前校長に相談していたにもかかわらず、前校長は加害教諭に対して具体的な指導を怠り、市教委にも報告していなかった。さらに被害教諭に「(加害教諭に)

### 異例「神戸方式」

「不祥事が二度と起きないよう組織風土と学校現場を抜本的に改革する」。18日に開かれた調査委員の初会合で長田淳教育長はこう強調したが、市民の間では不信感が拭えない。

「神戸方式」と呼ばれる独自の教員の人事異動方式が問題の一端になったとの指摘もある。勤務校と異動先の校長が協議して異動案を決め、市教委が承認する方式だ。「校長の権限が強くなる」とされ、教育現場の隠微体質を助長しているとの声も出ている。

問題の背景を、近畿大教職教育部の丸岡俊之教授は「保護者の厳しい目や評価を気にして学校現場だけで抑えようとする問題を矮小化する傾向がある」と説明。その上で、「現場の教員が市教委に直接被害を訴えるのは難しいケースもある。外部にも複数の相談窓口を設け、周知を徹底するなど二重三重の救済システムが必要」と強調している。

向け動き始めた。市は、休んでいる加害教諭4人に給与などが支払われ続けている点に批判が寄せられていることを受け、給与の支払いを差し止める新条例を検討中。久元喜道市長は24日、「加害教諭の行為の詫をまじさから見えて、(給与支給は)市民の理解は得られない。教壇に立たせるわけにはいかず、早急に対応する」と述べた。

お世話になったと「おんや」と念を押し、いじめの相談に取り合っていないかったこともわかった。

今年4月に就任した仁王美貴校長(55)も7月、被害教諭との面談で状況を把握したにもかかわらず、加害教諭4人への口頭注意のみにとどめていた。仁王校長は9日の会見で、「赴任当初から加害教諭は職員室の中で悪い言葉遣いや高圧的な態度が見られた」としつつも、「悪質ないじめが行われているとは気がつかなかった」と釈明。被害教諭のSOSが届くことはなかった。

平成28年10月、神戸市立中3年の女子生徒(当時)が自殺した際には、市教委が当時の校長にいじめの内容を記した調査メモの隠微を指示していた問題が発覚。今回も、市教委が具体的な聞き取りや対策を講じなかったことに批判があがっている。

また、「神戸方式」と呼ばれる独自の教員の人事異動方式が問題の一端になったとの指摘もある。勤務校と異動先の校長が協議して異動案を決め、市教委が承認する方式だ。「校長の権限が強くなる」とされ、教育現場の隠微体質を助長しているとの声も出ている。

- 男性教諭(25)が訴えているいじめの内容の要約
- 毎日のように平手打ちされ、蹴ってくる
  - 関節技をかけてくる
  - 熱湯の入ったやかんを顔につけられる
  - 首を絞められ呼吸困難になる
  - 家庭科室で激辛カレーを食べさせられる①
  - 激辛カレーを目にこすりつけられる②
  - 車に大量の灰皿の水をまき散らされる
  - 児童に配布するためのプリントに水を垂らされる
  - ビール瓶を口に突っ込まれて飲まされ、飲み終えたビール瓶で頭をたたかれる
  - 激辛ラーメンを無理やり食べさせられる
  - はいいていたジーンズをびりびりに破かれる
  - 仕事が終わっていないのに「はよ帰りたいから送れやくす」と言って車で送られる
  - 児童に向けて「男性教諭の学級をめちゃくちゃにしたれ」と言われる
  - ドレッシング、焼き肉のたれ、キムチ鍋のもとなどを大量に飲まされる



被害教諭の車上乗っている加害者の男性教諭

### 市長部局に「教育行政支援課」

神戸市立東須磨小で教諭4人が同僚をいじめていた問題を受け、同市の久元喜道市長は24日、市教育委員会のガバナンス(統治)強化を目指し、市長部局に教育行政を支援する「教育行政支援課」を11月1日付で設置することを明らかにした。

同課は、市教委の業務をサポートするほか、市長と市教委幹部が教育問題を議論する「市総合教育会議」の事務局を担当。会議の開催頻度を増やして議論の内容を学校現場と共有する。

また、市教委事務局に市長部局から「改革特命担当課長」を配置するほか、外部人材の登用も検討する。久元市長は「市教委が信頼を回復し、危機的な状況を乗り越えるために全面的な支援を行い、組織風土の改革に努める」と述べた。

# 教諭いじめ 無給に

## 神戸市条例改正案 起訴前でも休職

神戸市須磨区の市立東須磨小で男性教諭(25)が同僚の教諭4人からいじめや暴行を受けた問題で、久元喜造市長は24日、有給休暇扱いとなっている加害教諭4人への給与支給を差し止めるための条例改正案を発表した。

市によると、起訴前の職員を休職とするのは極めて異例。久元市長は「おぞましい行為で、(給与の支給は)市民の理解が得られない。平時の考え方では対応できず、違法ではないと判断した」と述べた。

一方、新設される教育行政支援課には専従の課長と係長を配置。さらに市教委の負担軽減のため、来春をめどに文化財や博物館の業務を市長部局に移す。

【反橋希美】

神戸市須磨区の市立東須磨小で男性教諭(25)が同僚の教諭4人からいじめや暴行を受けた問題で、久元喜造市長は24日、有給休暇扱いとなっている加害教諭4人への給与支給を差し止めるための条例改正案を発表した。

市によると、起訴前の職員を休職とするのは極めて異例。久元市長は「おぞましい行為で、(給与の支給は)市民の理解が得られない。平時の考え方では対応できず、違法ではないと判断した」と述べた。

一方、新設される教育行政支援課には専従の課長と係長を配置。さらに市教委の負担軽減のため、来春をめどに文化財や博物館の業務を市長部局に移す。

【反橋希美】

# 処分前の給与停止へ

## 教員間暴力 神戸市長が条例案

神戸市立東須磨小学校の教員間暴力・暴言問題で、学校業務から外されている加害側の4教諭をめぐる、久元喜造・神戸市長は24日、正式な懲戒処分が決まる前に給与の支払い停止を可能にする条例改正案を市議会に提出すると発表した。加害教諭は有給休暇をとる形で謹慎していた。

加害側の男女4教諭は問題発覚後の10月1日から市

教諭の指示を受けて休んでいる。久元市長は給与の支給について「行為のおぞましさを考えても市民の理解を得られるものではない」と説明した。

条例改正案では地方公務員法上、刑事事件で起訴された人らに限定されている「分限休職」の対象を市独自に追加する。重い非違行為で起訴されるおそれがあり、かつ、職務を続けるこ

朝日 32

とで公務の円滑な遂行に重大な支障が生じる可能性がある場合とし、給与を支給しないことができる」と規定した。久元市長は分限休職の対象を広げることにについて「従来は慎重であるべきだと考えられてきたが、今回の事案の重大性を考えれば、異例の措置をとらなければならぬ」と述べた。

また、久元市長は今回の問題で対応のまずさを指摘されている市教委の機能強化を支援するため、11月1日付で市長部局に「教育行政支援課」を新設する考えも明らかにした。市長と市教委が教育施策を話し合う「総合教育会議」の事務を担当させ、開催頻度を増やす。市教委がもつ教育行政の権限を侵す考えはないとし、「狙いは改革のサポートだ」と強調した。

市教委の負担軽減などのため、来年度をめどに文化財、博物館・図書館運営などの業務を市教委から市長部局に移す方針も示した。



# 加害教諭無給扱いへ

## 神戸市、条例改正提案方針

神戸市立東須磨小学校の教諭4人によるいじめ問題で、久元喜造市長は24日の記者会見で、加害教諭の給与の支給を停止するため、職員給与条例の改正案を開会中の市議会に提案すると発表した。起訴される恐れがある重大な不祥事を起こした場合に休職とする条例改正も合わせて行う方針で、28日の本会議に関連議案を提案する。

市教育委員会は1日から加害教諭4人(30歳代の男性3人と40歳代の女性1人)に事実上の自宅謹慎を命じており、外部調査委員会の調査結果に基づいて懲戒処分する方針を決めている。だが、現状は自宅謹慎の制度がなく、有給休暇の扱いで、給与や手当が支払われている。

こうした対応に市民から苦情が相次いでおり、市は正式な処分が決定する前でも無給扱いにする必要があると判断した。

また、学校と市教委の組織風土を改革するため、11月1日付で市教委に「改革特命担当課長」を新たに配置すると発表。外部人材の登用も検討し、市長部局にも改革を支援する「教育行政支援課」を同日付で新設する。

久元市長は「加害教諭を有給で休ませることは市民の理解を得られない。学校教育の信頼回復をサポートしたい」と話した。

### 神戸・教員暴行

# 給与差し止め条例成立へ

## 対象に加害者4人念頭

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、市は28日の市会本会議で、職員を「分限休職処分」にした上で給与を差し止められる

条例改正案を追加提案した。条例案は総務財政常任委員会に審議付託され、賛成多数で可決された。29日の本会議で可決・成立する見通し。(32面に関連記事)

新たに分限休職処分の対象とするのは、職員が重大な「非違(非法・違法)行為」を犯し、起訴される恐れがあり、職務を続けさせると公務に大きな支障が生

じるようなケース。今回の問題で「自宅謹慎」の代わりに有給休暇を取らせた加害教員4人を念頭に置いている。

市教育委員会は、加害教員4人の暴行や暴言の事実を確認した上で、今月1日以降、有給休暇扱いで休ませている。月額給与が支払われていることに市民から批判が相次ぎ、市が異例の条例改正案の提案に踏み切った。

委員会では、議員から「恣意的な運用につながる恐れはないか」「条例改正が拙速ではないか」などの指摘が相次いだ。遠藤卓男行財政局長は「要件を厳格に絞り込んでおり、よほどのことがない限り適用されることはない」と強調。「今回

(長谷部崇)

神戸・教員暴行、給与差し止め案

# 恣意的な運用を懸念

72

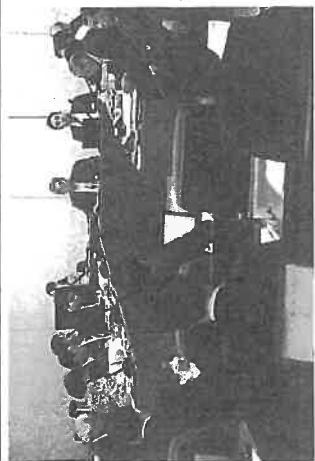
## 可決の市会委「反対しつらい」

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、有給休暇の扱いとなっている加害教員4人の給与支払い差し止めを念頭に、市が28日提案した条例改正案。審議を託された市会総務財政常任委員会では、恣意的な運用につながりかねないとして、恒久的な条例の制定に委員から懸念の声相次いだ。最終的には賛成多数で可決したものの、激しい世論を踏まえた上での善悪の判断であることをにじませた。

(1面参照)

「条例の制定が遅れるほど(加害教員)4人の給料差し止めが遅れてしまう。どちらが理解をお願いしたい」。同市の選挙区長行政局長は繰り返し頭を下げたが、委員からは急しうその改正案に疑問を投げ掛ける声次々と上がった。

一連の条例改正案は①重大な「非遵行為」②起訴される恐れがある③引き続き職務に従事すれば公務に重



条例改正案について議論する市議ら。28日午後、神戸市会第一委員会室。

大な支障が生じる場合の要件を全て満たした場合、「分限休職処分」にして給与を差し止めることができるようにする。

市は「運用は極めて限定的なものにする」としたが、この基準が「あいまいだ」との批判が集中。「首長や教育長の恣意的な運用を可能にしてしまう」と慎重な運用を求める意見が多数を占めた。また法律は本来、さかのぼって不利益を被らせる遡及措置はできないとされるが、市は「(4人は)現在も出勤させられない状況で、混乱が続いていることが処罰の理由になる。遡及適用ではない」との見解を示した。

激しい世論を背景に焦りを隠さない市に対し、委員からは「加害教員の処分には反対しつらい」との本音も聞かれた。継続審議や付帯決議を求める意見もあつ

たが、4時間余りの審議の結果、賛成多数で原案通り可決された。

ある委員は「本来は教育委員会や教育長が早急に対応すべき問題。議員への責任の押し付けだ」と恨み節を漏らした。

(前川茂之、堀内達成)

# 神戸・教員暴行

# 給与差し止め条例成立

## 加害者念頭、あす施行へ

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、職員を「分限休職処分」にした上で給与を差し止められる条例改正案が29日、市会本会議で起立多数で可決、成立した。市は30日にも改正条例を公布、施行する方針。施行を受け、市教育委員会が加害教員4人の分限休職処分の手続きを進める。(石沢菜々子)

条例改正では、職員が重大な「非違(非法・違法)行為」を犯し、起訴される恐れがあり、職務を続けさせると公務に大きな支障が生じるようなケースを、新たに分限休職処分の対象に加える。

今回の問題で「自己謹慎」の代わりに有給休暇を取らせている加害教員4人を念頭に、市が28日、条例改正案を提案。審議付託された同日の総務財政常任委員会では、「恣意的な運用につながる恐れがある」などと懸念する声が議員から相次いだ。4時間余りの議論の結果、賛成多数で原案通

り可決された。

29日の本会議でも、同委員会の報告に対し、一部の派の議員が「恣意的な運用を防ぐ担保の根拠がな

**東須磨小教員間暴行**  
委員会は10月1日から加害教員4人を有給休暇扱いで業務から外し、代わりの教員を配置。弁護士3人による調査委員会の結果が年内にもまとまる見通したが、市教委は事実認定をした範囲で処分の前倒しも検討している。

い。恒久的な条例としては問題が多すぎる」などとして反対意見を表明したが、賛成多数で可決・成立した。

本会議では、職員の処分の際、弁護士らによる分限

懲戒審査会への諮問や、弁明の機会を確保するなどの公務員の身分保障を担保する規則や規定を求める付帯決議案が公明会派から提出され、賛成多数で可決された。



加害教員の給与差し止めを可能にする条例改正案を賛成多数で可決する神戸市会=29日午前、神戸市中央区(撮影・秋山亮太)

# 加害教諭給与差し止め

## いじめ問題 神戸市条例可決

神戸市立東須磨小学校の教諭4人によるいじめ問題で、市議会は29日、加害教諭の給与の支給を差し止めるため、職員給与条例などの改正案を賛成多数で可決した。30日にも施行される。

問題を巡っては、市教育委員会が、後輩の男性教諭に暴言や暴行を繰り返していた加害教諭4人に、1日から事実上の自宅謹慎を命じているが、有給休暇扱いのため、市民らから苦情が相次いでいた。

改正条例施行後、市教委は外部の弁護士らでつくる分限懲戒審査会の意見を聞き、加害教諭を分限休職とするかどうか決定する方針。

改正条例で対象となるのは、重大な不祥事を起こして起訴される恐れがある職員で、分限休職とした上で給与の支給を停止することができるようになる。

# 東須磨小問題 加害教員来月上旬にも処分 神戸市 給与差し止め条例成立

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、職員を「分限休職処分」にした上で給与を差し止めることを可能にする条例改正案が29日、市議会本会議で賛成多数で可決、成立した。市は30日にも改正条例を公布、施行する。施行を受け、市教育委員会は加害教員4人に対する分限休職処分の手続きを進め、11月上旬にも処分を決定して給与を差し止める見通しだ。(29面に関連記事)

条例改正案は、「自覚 重大な非違(違法・道法)行為」の代わりに「有給休暇を行使しない」を、新たな分限休職処分の対象に加えた。今回の追加した新たな規定は原則として、さかのぼって適用される。審査会を置く方針。審査会の意見を踏まえた上で、4人の処分を判断する。法律は原則として、さかのぼって適用される。

**分限処分** 地方公務員法の規定に基づき、一般職の公務員に対し、勤務態度に問題があったり、心身の故障で職務が遂行できなかつたりする場合に免職や降任とするほか、心身の故障や刑事事件での起訴などの理由で公務に重大な支障がある場合、本人の意に反して休職させる処分。分限休職処分の対象は条例で拡大することができるが、職員の身分保障の観点から慎重に考えられてきた。



久元喜造神戸市長ら市幹部が見詰める中、条例改正案を賛成多数で可決する市議=29日午前、神戸市役所 (撮影・秋山亮太)

では、職員に給与の最大6割までを支払えるが、市は加害教員4人については全額を支給したい考え。条例施行を受け、市教委は弁護士らによる分限懲戒審査会を開く方針。審査会の意見を踏まえた上で、4人の処分を判断する。法律は原則として、さかのぼって適用される。

て不利益を被らせる波及がでないため、市教委が処分を決定するまでは日割り支払い、それ以降の給与を差し止めることとされる。今回の条例改正を巡る市

## 東須磨小前校長、市教委付へ

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、体調不良を理由に休んでいる前校長

せず、市教委にも報告していないなど、消極的な対応が明らかになっている。

前校長は問題発覚後に現在の勤務校を休み、保護者に「12月末まで診療が必要と診断された」との説明文書を配布。現在は教頭が校長の職務代理を務めている。

前校長を巡っては、東須磨小の教頭だった2017年度、現在療養中の男性教員(仮)に飲み会への参加を強要し、後に「パワハラと言われても仕方ない」と話したことが判明。さらに18年度には、別の教員から加害教員4人について「(男性教員への)ふざけが度を過ぎていた」との訴えを受けながら、具体的な追及を

会審議では、議員から「恣意的な運用につながりかねない」などの懸念が相次いだ。29日の本会議では、職員に処分の際に、弁護士らによる分限懲戒審査会への

諮問や弁明の機会の確保など、公務員の身分保障を担保する規則や規定を求める付帯決議案が公明会派から提出され、賛成多数で可決された。(石沢菜々子)

(井上 駿)

# 神戸・教員暴行 給与差し止め

# 世論意識 5日で条例成立

## 市会困惑「議論足りたか」

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題を受け、神戸市会で29日に可決、成立した条例改正案は、市当局による市会運営委員会への議案説明から、わずか5日での成立となった。世間の厳しい批判を受け、有給休暇の扱いとなつている加害教員4人の給与差し止めを急ぎたい市当局と、反対しづらい立場の議員という構図が、異例のスピード成立を可能にした。

(1面参照)

「教育の権限がない市長が事態打開のため何ができ、必要な対応をするつもり」

### 神戸市会総務財政常任委員会(28日)での各会派意見

会派	賛否	意見
自民	○	今のままでは加害教員の給与が血税から支払われる。停止の先延ばしは許されない
公明	○	条例の必要性は分かるが、公務員の身分保障を担保する規定などを求める付帯決議を
維新	○	任命権者が分限懲戒審査会としっかりコミュニケーションを取り、かつ厳正な運用を
共産	○	条例は極めて限定的に適用されるものであり、乱用しないということを前提に賛成
こうべ市民連合	○	審査会の関連規定について検討するとの答弁があった。付帯決議を付けて結論を
つなぐ	×	恣意的な運用を防ぐ担保が市長のコメントだけ。恒久的な条例としては問題が多過ぎる



「教育の権限がない市長(中略)。近日に必ず、東須磨小の問題を巡り、必要な対応をするつもり」

久元喜造市長は20日、前例のない対応を宣言するかのようによ自身のツイッターに書き込んだ。市や市教育委員会には、加害教員が有給休暇の扱いとなつていることへの批判が相次いでいた。ほぼ同時期、市当局は弁護士や議会関係者らの意見を聞きつつ、条例整備に向けた調整を水面下で進めていた。

ただ、今回のような条例改正は職員の身分保障を制約することになるため、他自治体でもほとんど例がない。当初は今回の問題に特化した条例案の提出も検討したが、「平等な取り扱いを定めた法に抵触する可能性がある」と断念。条例改正案の市会審議では市幹部が今回の問題を念頭に置いた措置であることを強調

28日の神戸市会総務財政常任委員会で条例改正案を審議する委員らに神戸市役所

「審議が長引けば、その分(加害教員に)給与が支払われる」と早期成立への理解を求めた。

改正条例案は賛成多数で可決、成立したが、与党議員は「議論の時間があまりにも足りない。議論が長引くほど世間の批判を浴びる」と困惑する。ベテラン議員は「やむを得ない面もあるが、市長が世論に過剰に反応している」と指摘する。「この条例改正で本当に4人全員の給与を差し止めることができるのか。できなければ、パフォーマンストと取られかねない」

一方、神戸市職員労働組合(市職労)幹部は「事前説明を受けていなかった」と戸惑う。「市職員の身分に関わることで、組合にも説明があるべきだ。成立を急ぐあまり、対応できなかったのではないかと話した。」

市教委の担当者は「給与や分限・懲戒に関する条例は(任命権者が異なる)市と市教委で一本化されており、条例改正は市長部局で提案するのが通例」とした上で、「条例改正を厳格に受け止め、適切に対応したい」と言葉少なだった。

(石沢菜々子、長谷部崇)

# 神戸市 収拾へ迅速対応

## 教諭いじめ問題 条例改正を可決

**神戸市立東須磨小学校の教諭によるいじめ問題で、市議会は29日、加害教諭の給与を差し止める関連条例の改正案を賛成多数で可決した。**

市教委の発表から1か月もたたずしてのスピード整備。前代未聞の不祥事による混乱を一刻も早く収めたという市側の強い決意が感じ取れた。

条例改正によって、市側は重大な不祥事で起訴される恐れがある職員を「分限休職」とした上で、給与の支給を停止することが可能になったが、条文には、そ



加害教諭の給与を差し止める条例改正案に起立して賛成する市議ら(神戸市議会)

の処分に至る明確な基準が示されておらず、拡大解釈ができる余地を残した。そのため、職員を処分するには、弁護士らで構成す

る分限懲戒審査会に諮問することや本人の弁明の機会を保障することを求める付帯決議も同時に可決された。

久元喜造市長は議会で

「厳格に運用する」と強調した。市側は拙速と言われぬよう、恣意的な運用や不利益が出ていないかなど、自ら注視する必要があるだろう。

いじめ問題の解決は、いまだ道半ば。条例改正に向けた一連の動きのように、市教委には素早い対応が一層求められる。

(真崎公美)



### 加害教諭4人の給与 差し止め条例案可決

神戸市立東須磨小で教諭4人が同僚をいじめた問題で、有給休暇を取得中の加害教諭4人への給与支払いを差し止める市改正条例案が29日、市議会本会議で

賛成多数で可決された。「恣意的な運用を行わない」ことを求める付帯決議案も可決した。市は加害教諭に対し、速やかに適用する。

産経 22

### ■神戸教諭いじめ「給与差し止め」可決

神戸市立東須磨小で男性教諭(25)が同僚の教諭4人からいじめや暴行を受けた問題で、同市議会は29日、加害教諭4人への給与支給を差し止めるための条例改正案を賛成多数で可決した。懲戒処分前でも分限休職を発令し、その間の給与の4割から全額をカットできる。早ければ30日にも施行する。

同市では自宅謹慎の制度がなく、加害教諭4人は有給休暇扱いとなっている。

毎日 21

## 対象拡大 懸念も

### 加害教諭給与差し止めへ

神戸市議会は29日、市立東須磨小学校の教員間暴力問題をめぐり、懲戒処分決定前でも教員らへの給与支払いを停止できる条例改正案を賛成多数で可決し、適用手続きの厳格化を求める付帯決議案も可決した。市議会では手続き厳格化を求める意見や対象拡大を懸念する声も出た。

市議会では公明党会派が、条例改正自体は賛成としつつ、分限休職の可否を外部の委員らでつくる審査会に必ず諮り、弁明機会を確保することを求めるとした付帯決議案を提出。同じく条例改正に賛成した自民党会派は付帯決議案には反対を表明し、久元市長を支える会派の間でも付帯決議の扱いでは対応が割れた。

28日の市議会総務財政委員会で、市議から「(事後に作ったルールで過去の行為を罰する) 遡及的処罰にあたるのでは」との指摘も出た。市側は「条例改正後の状況において、加害教諭を出動させると公務遂行に重大な支障を生じるといふことを考えている」と答弁。憲法で禁じられている遡及処罰には該当しないとの考えを示している。

朝日 25

# 社説

2019.10.31

## スピード成立に懸念募る

神戸市立東須磨小学校で起きた教員間の暴行・暴言問題を受け、全国でも異例の条例改正が神戸市議会でもスピード成立した。

重大な違法行為で起訴の恐れなどがある職員に対して、本人の意に反して休職させる「分限処分」にした上で、給与を4割から全額までの範囲で差し止めることができる。

実際の差し止め額は、弁護士らによる分限懲戒審査会の意見を踏まえて決める。東須磨小の加害教員4人について、市は全額不支給を念頭に置いている。

本紙の報道で明るみになった暴行や暴言などは犯罪行為に等しく、言語道断である。加害者の厳正な処分は当然といえる。

しかし、このたびの条例改正は大きな問題をほらんでいる。

市幹部は「よほどのことがない限り、条例が適用されることはない」と説明する。だが、市長の意向に沿わない職員が処分される可能性はゼロではない。市政トップの「暴走」を防ぐ仕組みが機能しなければ、市政が信頼を失う恐れもある。

### 給与差し止め条例

強い「世論」に押されて、十分な議論の時間を取らずに条例成立に至った経緯にも危うさを感じる。加害教員らは今月1日以降、有給休暇の扱いとなっている。現行では自宅謹慎の制度がないためだが、市民などから苦情が殺到している。そのため市は条例改正を急いでいた。公務員の身分保障を制約する内容でもあり、市議会にはいつにも増して慎重な審議が求められた。

だが結局、市当局による議案説明からわずか5日での成立となった。「議論が長引くほど世間の批判を浴びる」という与党議員の声も、議場の

の空気を表している。市当局を監視する立場でありながら、非難の矛先が向くのを恐れて熟議を避けたのであれば、残念と言っしかない。

教育委員会は首長に直属しない独立機関である。教育が政治に左右された戦前の反省に立っている。

しかし東須磨小の問題では、市教委が状況を把握できていないなどの機能不全も明らかになった。

久元喜造市長は11月1日付で「教育行政支援課」を市企画調整局に置くことを表明し、教育委員会のカバナス(統治)強化や組織改革を支援するという。

今回の事態が極めて異例であるのは確かだ。とはいえず市の関与を強めれば、教育行政の継続性や中立性が損なわれるのではないかとの懸念が拭えない。

まず市教委が危機感を持って学校現場と連携し、主体的に混乱收拾と問題解決に取り組まねばならない。受け身のままでは、失われた信頼を取り戻すのは難しい。

# 分限処分 きょう審査会

## 東須磨小問題 給与差し止め条例施行

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、加害教員4人の給与を差し止める「分限休職処分」を巡り、弁護士らによる市教育委員会の職員分限懲戒審査会が31日に開かれることが30日、関係者への取材で分かった。31日に予定する臨時の教育委員会会議と同日で、審査会は同会議の前に開催される。審査会の結論が出れば、同会議で分限処分を判断するとみられる。

「自宅謹慎」の代わりに有給休暇を取らせている加害教員4人の給与を差し止めるため、職員を分限休職処分にした上で給与を差し止めることを可能にする同市の改正条例は、30日に公布、即日施行された。

改正条例の施行を受け、市教委は、弁護士や学識経験者計3人で構成する職員分限懲戒審査会に諮問。審査会の意見を踏まえ、教育委員会会議で加害教員4人に対する分限休職処分を判断する。処分決定機関の同会議は、教育長を含めた委員6人の合議制で決める。

改正条例では、職員が重大な「非違(非法・違法)行為」を犯し、かつ訴訟さ

れる恐れがあり、さらに職務を続けさせると公務に大きな支障が生じるような場合を、新たに分限休職処分の対象に加えた。

分限処分は懲罰的な懲戒処分とは違い、職務の遂行に支障がある場合などに実施。分限処分の内容は懲戒処分に影響せず、懲戒免職にならなかつた場合も、分限処分で差し止められた給与は返還されない。異議があれば、不服申し立てができる。

(石沢菜々子、長谷部崇)

### 市教委付に 前校長が異動

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、市教育委員会が30日、同小の前校長だった芝本力氏(44)に高津橋小(同市西区)校長に転任し、11月1日付で市教委付とする人事異動を発表した。

芝本氏は東須磨小の教頭だった2017年夏ごろ、現在療養中の男性教員(25)に飲み会への参加を強要。校長に就任した18年度には、別の教員から加害教員4人について「(男性教員への)ふざけの度が過ぎる」との訴えを受けながら内容を確認せず、市教委に報告していなかった。

芝本氏は問題発覚後、体

調不良を理由に高津橋小を休み、教頭が職務を代理。ハラスメントを調べる外部調査委員会の聴取対象でもあり、市教委は異動を「学校運営の安定化を図るため」としている。市教委総務部担当課長とするが、具体的な担当は定めない。

高津橋小校長には、3月まで校長を務めた飯田豊和・市教委総務部担当課長(人事担当)が再び就く。

(長谷部崇)

# 給与差し止め 異論相次ぐ

## 神戸・教員暴行 有識者審査会が議論

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、加害教員4人の給与を差し止める「分限休職処分」について臨時の市教育委員会会議が31日午前、神戸市中央区であった。これに先立ち開かれた有識者らによる職員分限懲戒審査会では異論が相次いだもよう。市教委は同日夕、判断の結果について発表する。

問題発覚後、加害教員4人に有給休暇を取らせていることに批判が相次ぎ、30日施行の改正条例で職員を分限休職処分とした上で、給与を差し止めることができるとなった。処分決定機関の同会議は教育長を含めた委員6人の合議制で、審査会の意見を踏まえ、4人に対する分限休職処分を判断する。

会議は冒頭約30分のみ公開。同校児童の精神面への対応として、11月中に全児童へのアンケートで不安に思うことなどを尋ね、担任が交代した各クラスで家庭訪問することが報告された。給食で中止していたカレーの提供は復活させ、食べられない児童には他のメニューを提供。家庭科室の改修は11月中に行うという。進学先の市立中学校でも全生徒を対象にストレスチェックを実施した。

(教員間暴行問題取材班)

東須磨小問題

# 加害4教員給与差し止め

## 市教委決定、審査会は異論

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で、神戸市教育委員会は31日、加害教員4人を「分限休職処分」とし、同日から給与を差し止めたと発表した。同日午前に行った臨時の教育委員会会議で決定。これに先立ち、市教委が諮問した有識者による職員分限懲戒審査会は「処分は不相当」との結論を出していたが、同会議は妥当と判断した。

(25面に関連記事、NEXTに記者会見の一问一答)

今回の問題では加害教員4人に、「自宅謹慎」の代わりに有給休暇を取らせていることに市民らから批判が殺到。4人の給与差し止めを念頭に、職員を分限休職処分にした上で差し止めることを可能にする改正条例が30日に公布、施行された。これを受け、31日に非公開の審査会が開かれた。

市教委によると、審査会は、同処分要件の一つ「起訴される恐れがあると認められる職員」について、「現段階では(4人とも)起訴

される蓋然性(確実性の度合い)が高いとまでは言えない」と判断。教育委員会会議でも「4人の非違(非法・違法)行為に軽重がある」として一括した処分などに慎重な意見が相次いだ。最終的には全会一致で決定したという。

市教委の後藤徹也教育次長は「子どもや保護者らへの影響が極めて甚大。さまざまな解釈や意見はあるが、総合的に熟議を重ねた上での結論だ」と強調した。

(石沢菜々子)

# 市教委、世論盾に押し切る

## 東須磨小給与差し止め

## 「審査会の意見拘束力ない」

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で31日、加害教員4人を「分限休職処分」とし、給与を差し止めた市教育委員会。市教委が諮問した有識者の職員分限懲戒審査会は「改正条例の適用は不



分限休職処分について会見で説明する神戸市教育委員会の幹部ら。31日午後、神戸市役所

相当」として同処分に「待った」をかけたが、厳しい世論を受け4人の給与差し止めを急ぐ当局が、押し切った格好となった。

(1面参照)

「4人の行為に軽重があり、一律には論じられない」「起訴される蓋然性(確実性の度合い)が高い」とまでは言えない」。同日早朝に開かれた審査会では、否定的な意見が相次いだ。

有給休暇を消化する4人への批判を受けて30日に施行された改正条例については、市会が恣意的な運用にくきを刺すため、審査会に必ず諮問するよう求める付帯決議案を可決していた。

だが、市教委が出した結論は審査会とは正反対。会見で市教委は「例外的なことだと認識している」としつつ、審査会の意見に拘束力は「ない」と言い切った。

同処分を決めた教育委員会会議でも、4人を一律に処分することに慎重な意見が出たが、「警察による捜査が始まっており、今後起訴に至る可能性がある」として、条例適用の要件を全て満たすと判断した。4人は沈痛な表情で処分書を受け取り、体を震わせる加害教員もいたという。

会見で後藤徹也教育次長は「市会が改正条例案をスピード可決したのは大きな民意の表れ」とした上で、「条例を恣意的に解釈しているわけではなくない」と繰り返し強調した。

久元喜造市長は「条例の趣旨は、起訴される蓋然性が高いことまで求めるものではない。審査会の判断は法と条例の解釈として適切かどうか疑問」などとコメントした。

(長谷部崇、堀内達成)

# 加害教諭4人給与停止

## 神戸市教委 同僚いじめ「分限処分」

神戸市立東須磨小で男性教諭(26)が同僚教諭4人からいじめや暴行を受けた問題で、市教育委員会は31日、加害教諭4人を分限休職処分にした。懲罰の意味合いで行う懲戒処分とは異なり、公務継続に支障が出るとの点から市が独自に対象を拡大して可能となった。4人は10月以降、有給休暇や病欠勤務の扱いとなつて給与が支払われていたが、処分で支払われなくなる。

問題を受け、4人は学校への出勤を見合わせる

開かれ、審査会は、問題が刑事事件に発展して加害教諭4人が起訴される可能性に疑義を

「手続き拙速」批判も

神戸市立東須磨小の教諭いじめ問題で、加害教諭4人を分限休職処分とした市・市教育委員会の措置は、4人への給与支払いに批判的な市民感情に配慮した久元喜造市長の意向が強く反映されている。久元市長が条例改正案を10月24日に公表してから処分決定まで

に被害届を提出し、捜査が始まっていることが処分の要件に該当すると判断。審査会の見解と逆の結論になったことについて、給与の差し止めに向きだつた久元喜造市長は「教育委員会の判断は適切」とするコメントを出した。

一方、元人事院職員で公務員人事に詳しい鶴巻幸雄・立命館大教授(行政学)は「市民感覚を法令に取り入れ、市長の政治的判断があっても構わない」との立場だ。

ただ、今回の措置については「理屈が後付で違和感がある。懲罰感情が先行すれば、条例適用の裁量を誤りかねない」と懸念を示し、「加害教諭個人の」と話した。

【春増翔太】

に被害届を提出し、捜査が始まっていることが処分の要件に該当すると判断。審査会の見解と逆の結論になったことについて、給与の差し止めに向きだつた久元喜造市長は「教育委員会の判断は適切」とするコメントを出した。

一方、元人事院職員で公務員人事に詳しい鶴巻幸雄・立命館大教授(行政学)は「市民感覚を法令に取り入れ、市長の政治的判断があっても構わない」との立場だ。

ただ、今回の措置については「理屈が後付で違和感がある。懲罰感情が先行すれば、条例適用の裁量を誤りかねない」と懸念を示し、「加害教諭個人の」と話した。

【春増翔太】

必要給与を取り上げざるべきではない」と批判する。加えて、処分を受けた4人から逆に訴訟を起こされるリスクも指摘する。

一方、元人事院職員で公務員人事に詳しい鶴巻幸雄・立命館大教授(行政学)は「市民感覚を法令に取り入れ、市長の政治的判断があっても構わない」との立場だ。

ただ、今回の措置については「理屈が後付で違和感がある。懲罰感情が先行すれば、条例適用の裁量を誤りかねない」と懸念を示し、「加害教諭個人の」と話した。

【春増翔太】

# 神戸いじめ 加害教諭の給与停止 市教委 有識者は「処分不当」

神戸市立東須磨小学校の教諭4人が後輩教諭にいじめ行為を繰り返していた問題で、市教育委員会は31日、加害教諭4人を同日付で分限休職処分とし、給与

の支給の停止措置をとった。4人の一律処分について、市教委がこの日、諮問した外部の有識者による分限懲戒審査会は「4人の行

為の程度に差がある」「起訴されるとまでは言えない」として、「不当」とする答申をまとめたが、市教委は「重大な信用失墜があった」として処分に踏

み切る異例の決定を行った。

分限休職は職員が長期間、療養する場合などに自治体が休職させ、給与の支給を停止できる公務員の制度だ。

市教委は問題把握後の10月1日から加害教諭4人を自宅で待機させていたが、有給休暇を取得する形式だったため苦情が殺到。同30日から、長期間の療養などの事情がなくても、重大な

不祥事を起こして起訴される恐れがある場合も分限処分の対象とする改正条例が施行されていた。

久元喜造市長は審査会の答申に沿わない処分をしたことについて「すでに被害届が警察に出されており、少なくとも起訴される恐れがあると判断するのが妥当。審査会の判断は適切かどうか疑問だ」とするコメントを出した。市教委によると、複数の

加害教諭が「迷惑をかけた」と退職を申し出ているというが、自主退職すると退職金が支給されるため、申し出を認めない方針を決めている。



# 加害4人 給与差し止め

## 神戸市教委 教諭いじめ処分

神戸市立東須磨小で教諭4人が同僚をいじめた問題で、市教育委員会は31日、有給休暇中だった加害教諭4人を分限休職処分にした。10月29日に成立した改正条例に基づく措置で、今後の給与を差し止める。4人は10月1日以降、有給休暇を取得していたが、給与を受け取り続けることに市民らから批判が続出。市には懲戒処分前に給与を停止できる制度がなかった

ため、職員が起訴されたり公務に重大な支障が生じたりする恐れがある場合は、処分前でも休職で給与を差し止めできるように条例を改正した。

ただ、この日午前に開かれた弁護士ら有識者の審査会では、4人が起訴される可能性が高いといえないなど異論が相次ぎ、改正条例の適用は「不相当」と結論づけた。

これに対し、市教委は公

務に重大な支障が生じる点を重視し、4人を休職させると決定した。

休職に異議があれば不服申し立てができるが、4人とも休職を受け入れるという。市教委は4人を懲戒処分する予定で、4人の一部は退職の意思を示しているものの応じない方針。

市教委は「不祥事の根絶と教育行政に対する信頼回復に全力で取り組んでいきたい」としている。

産経 (22)

### 教員間暴行の教諭処分

### 外部審査は「不相当」

神戸市立東須磨小学校での教員間暴力・暴言問題で、市教育委員会は31日、臨時会議を開き、加害側4教諭を分限休職処分にし、給与の支払いを停止した。外部有識者らの審査会は、4教諭の行為が市条例の改正で処分要件に追加された「起訴されるおそれ」を満たすか見通せず、悪質性にも軽重があるとして処分を「不相当」と判断したが、市教委は処分を強行した。

処分が決まったのは30、40代の男女教諭で、同僚の男性教員(25)ら4人に暴力や暴言、嫌がらせを繰り返したとされる。

処分の根拠となったのは29日に市議会で成立したばかりの改正市条例。地方公務員法上、刑事事件で起訴された場合や心身の病気などに限られていた分限休職の対象を「重大な非違行為で起訴されるおそれがあり、職務履行が公務遂行に大きな支障を及ぼす可能性がある場合」にも広げた。

市教委は、処分前に必ず分限懲戒審査会へ諮問するよう求めた市議会の付帯決議を踏まえ、審査会に意見を照会した。市教委によると、審査会では「一人ひとりの行為の悪質さに差がある」「起訴されるかどうか見通せない」などの声が続出。4教諭の処分は妥当ではないとされた。

朝日 (30)

一方、市教委は「警察が捜査しており、暴行や強要などの罪で起訴されるおそれがある」「児童が心の傷を負い、学校運営に支障をきたしている」と判断。審査会の意見を「参考」ととどめ、全員一律の処分に踏み切った。決定後、会見した担当者は「(処分は)例外的なこと」と繰り返した。

関係者によると、加害教諭の中には、処分の要件を満たさないと主張する弁明書を審査会に出した教諭もいるという。処分に不服がある場合、市人事委員会に申し立てができる。

# 東須磨小 加害側4教諭の給与停止

## 異例のスピード処分

神戸市立東須磨小学校の暴力・暴言問題で、市教委は加害側4教諭を10月31日付で分限休職処分とし、給与の支払いを停止した。外部有識者らでつくる審査会が処分を「不相当」とした意見を押し切った。異例の決定の背景に何があったのか探った。

### 市教委 審査会押し切る

「神戸市の教育行政の危機。全庁一丸で乗り切って」

連日、加害側教諭への給与支払いなどを批判する苦情の電話が殺到。業務にも影



加害側教諭の分限休職処分の可否を話し合った神戸市教育委員会の臨時会議。10月31日、神戸市中央区

#### ■加害側4教諭への分限休職処分に至る経緯

- 【10月24日午後3時】久元喜造・神戸市長が記者会見で加害側4教諭への給与支払い停止を可能にする条例改正の方針を表明
- 【10月28日午前10時】市が市議会に改正条例案を提出
- 【10月28日午後3時～7時すぎ】市議会総務財政委員会が条例案を議論し、可決
- 【10月29日午前10時】市議会本会議で改正条例案が1会派を除く賛成多数で可決。慎重な手続きを求める付帯決議案も可決
- 【10月30日】改正市条例が公布・施行
- 【10月31日朝(約1時間)】処分の可否を諮問された分限懲戒審査会が「不相当」との意見をまとめる
- 【10月31日午前9時半ごろ～11時すぎ】市教委の臨時会議で4教諭を分限休職処分とし、給与を停止すると決定。夕方までに決定を各教諭に通知

いかなければならない」

1日午後、久元喜造・神戸市長は東須磨小問題を受けて新設された市教委の改革特命担当課長と市長部局の教育行政支援課長を呼び、「早期の信頼回復へ全力を」と言葉をかけた。

問題発覚後、市教委には連日、加害側教諭への給与支払いなどを批判する苦情の電話が殺到。業務にも影

響が出る状態になっていった。久元市長が市条例を改正し、加害側4教諭を念頭に分限休職処分の対象拡大と給与停止を可能にする考えを表明したのは10月24日だった。「重大な非行行為で起訴のおそれがあり、職務履行が公務遂行に重大な支障を与える可能性」を新たな要件に加えた改正案は、市議会を圧倒的な賛成多数で通過。市教委臨時会議で分限休職と給与停止が決まるまで、わずか1週間だった。

市議会は事前に必ず外部有識者らでつくる分限懲戒審査会の意見を聴くよう求める付帯決議も可決したが、市教委は審査会の示した「不相当」意見とは逆の結論を出した。市教委担当者には、

「外部有識者でつくる分限懲戒審査会の意見要旨」

「(加害側4教諭の行為が)今回の市条例改正で追加された分限休職の要件にあたるかどうかの判断は、職員に重大な不利益を及ぼすものなので、正確な事実認定と厳格な判断・解釈が必要とされるべきだ」。

本来、そのような判断は懲戒処分においてなされるべきで、そうした判断ができるのなら、それはもはや休職を命じるより

は、懲戒処分として停職や免職を命じるべきものである。本件は厳格な解釈・判断が求められる一方、確定的判断をする懲戒処分の前にしなければならないというジレンマを内包している。

現段階での調査資料による限り、(加害側4教諭の行為は)重大な非行行為とはいえ、4人の間にも行為に軽重があつて一

律には論じられない。刑事処罰の動きにしても、被害届が出されて警察の捜査が始まった段階であり、事案の性質上、起訴される蓋然性(がいせんせい)が高いとはいえない。また、一部の教諭はその蓋然性が非常に低いと思われる。

従って、当審査会としては、本件について改正条例を適用することには不相当と考える。第三者委員の報告が出た後、速やかに懲戒処分をされるべきだ。

「川嶋かえ」

### 憲法との整合性疑問の声も

改正条例と憲法との整合性に疑問を示す意見もある。鹿児島大の渡辺弘・准教授(憲法学・法教育論)は朝日新聞の取材に「改正条例は、事後に作られたルールでそれ以前の行為を理由

審査会に諮問しないというだけ。決議に反しているとは思わない」と述べた。久元市長は処分決定後、4教諭について「起訴されるおそれがあると判断するのが相当」とし、審査会の見解を批判するコメントを出した。ただ、ある捜査関係者は「起訴の可否はあくまで証拠次第。現状では見通せない」と疑問を示す。

久元市長は今夏、学校で事故が続く組み体操の中止を市教委に求めたが実現せ

ず、市教委への批判を展開。東須磨小問題でも市教委のガバナンス(統治)を問う発言が続いている。

今回のスピード処分は、世論を背景に市教委改革への関わりを強めたい市長と、市民の怒りを早く収めたい市教委の思惑が合致した結果ともいえる。だが、条例改正に賛成した市議会も「第三者としての見識を期待されている審査会への批判はやりすぎだ」と市長の姿勢を危ぶむ声がある。

に不利益を課すことを禁じた憲法の趣旨に触れる可能性がある」と指摘。恣意的な運用を防ぐ措置も不十分だとして、条例を再検討すべきだとの考えを示した。

「川嶋かえ」

神戸 (29)

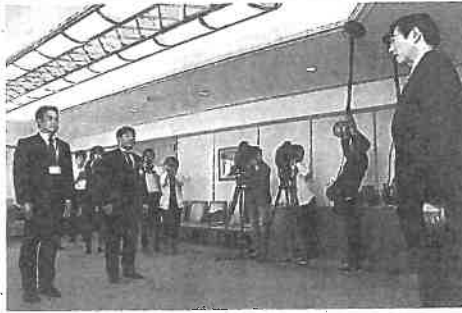
# 神戸市長「信頼回復全力で」

## 東須磨小問題 新ポスト2人に訓示

神戸市立東須磨小学校(同市須磨区)の教員間暴行・暴言問題で1日、市や市教育委員会に設けられた新ポストに課長2人が異動し、久元喜造市長は「全庁一丸となって乗り切らなければならぬ」と訓示した。課長級の着任で、市長の訓示が公表されるのは異例。

企画調整局に新設された教育行政支援課の藤井重樹課長は、市長、教育長、教育委員からなる総合教育会議を担当。市教委事務局に新しく配置された下條裕介改革特命担当課長は、市教委のガバナンス強化や教育長のマネジメント補佐を担う。

久元市長は「総合教育会議を適宜開き、市長と市教



新ポストに就いた課長2人に訓示する久元喜造市長(右) 11日午後、神戸市役所

委の間で問題意識を共有し、議論を尽くして改革の方向性を打ち出す必要がある」と狙いを説明。「信頼を回復できるよう、全力で取り組んでほしい」と激励した。(長谷部崇)

読売 (25)

# 教育行政体制強化

## 「信頼回復全力で」

### 神戸市長訓示

神戸市立東須磨小学校の教諭4人によるいじめ問題を受け、神戸市は1日、学校と市教委の組織風土改革を支援するため、市教育委員会に下條裕介改革特命担当課長を、市長部局に新設した「教育行政支援課」に藤井重樹課長を配置した。

この日は、久元喜造市長による訓示式があり、久元市長は「神戸市の教育行政が、早期に市民からの信頼を回復することができるよう、全力で取り組んでもらいたい」とあいさつした。

下條担当課長は「市教委のガバナンスの強化に努める」と述べ、藤井課長は「総合教育会議の開催を通して、事実確認や原因究明を進める」と話した。

## 神戸教員間暴力

# 「強行」処分の危うさ

許しがたい行為をした職員は厳正に処分すべきだ。しかし、急ごしらえの規定をあてはめ、有識者審査会の反対を押し切った処分は危うく、公正の原則を揺るがしかねない。

神戸市立東須磨小での教員間の暴力・暴言問題で、市教委は加害側の4人を「分限休職」処分とし、給与の支払いを止めた。4人が問題発覚後、教委の指示で有給休暇をとる形で謹慎していたことに市民らから批判が殺到。久元喜造市長は職員処分に関する条例の改正を打ち出し、市議会が可決、施行と適用へ1週間で手続きが進んだ。

地方公務員法は、職員の処分に関して「分限」と「懲戒」を定める。公務執行の観点から行う分限処分は休職とできるのは、職員が心身の不調のため長期の休養が必要な場合と刑事事件で起訴された場合で、条例で事由を追加できる。

神戸市は、条例改正で「起訴のおそれがあり、職務の続行で公務遂行に重大な支障が生じるおそれがある場合」を追加し、4人に適用した。「給与の支給に市民の理解は得られない」と強調する久元市長は、「事由の追加に慎重であるべきだ」というのは平時の考え方。今回の事件の重大性を考えれば平時の考え方は適当ではない」と語った。疑問を禁じ得ない。市民の声に耳を傾けることは大切だが、公務員の身分保障を軽んじてよいわけではない。新設した規定の内容にはあいまいさが残り、乱用への懸念もある。

外部の弁護士らでつくる分限懲戒審査会も、そうした点を指摘した。4人の行為に軽重があつて一律には論じられず、起訴される蓋然性が高いとは言えないとして、処分について「不当」と判断。「職員に重大な不利益を及ぼすだけに、正確な事

実認定と厳格な判断・解釈が必要。そうした判断は懲戒処分として行うべきだ」とした。

まっとうな指摘と言えるだろう。しかし、市教委は休職処分を決定し、久元市長は審査会を批判する声明を出した。

いったい、何のための審査会か。これでは結論ありきと言われても仕方あるまい。市教委と市は、処分と条例改正について再考するべきだ。

市議会も問われる。条例改正案の採決時の付帯決議で、恣意的運用を防ぐため審査会に諮るよう求めた。審査結果に拘束力はないとはいえ、それを無視した市側の対応を見過ごすのか。

当面は暴行・暴言の実態とその背景を調べている第三者委員会の活動に協力する。一方で、緊急に職員の出勤を差し止める必要が生じた際の制度について、腰をすすめて検討する。それが市や市議会の役割である。

## 加害教員が給与差し止め不服で審査請求 教員間暴行



教員間暴力が発覚した東須磨小学校 = 神戸市須磨区堀池町1

拡大

神戸市立東須磨小学校（同市須磨区）の教員間暴行・暴言問題で、市の条例改正で「分限休職処分」を受け、給与を差し止められた加害教員4人のうち30代の男性教員1人が、処分を不服として取り消しを求め、市人事委員会に審査請求したことが8日、関係者への取材で分かった。男性教員側は「職員の意に反した休職について、刑事事件で起訴された場合に限る地方公務員法の委任範囲を超えている。身分保障の観点から適当ではない」などと、市の対応を批判している。

市は、加害教員4人に有給休暇を取らせていることに市民らの批判が殺到したため、4人の給与差し止めを念頭に条例を改正。分限休職処分の対象に職員が重大な非違行為を犯し、起訴される恐れがある場合などを追加した。市教育委員会が諮問した職員分限懲戒審査会は「一部教員は起訴される蓋然性（確実性の度合い）が非常に低い」などとし、4人への改正条例適用を「不相当」と判断。だが、市教委は10月31日から4人を分限休職処分とし、給与を差し止めた。

男性教員側は、審査請求書で改正条例について「『重大な』『恐れ』など、極めて抽象的な文言で休職事由を拡大している」とし、「仮に条例が有効だと解する余地があるとしても、さかのぼって適用するのは違法」と断じている。

同処分の手続きでは、そもそも「処分対象となる行為を知らされていない」などとし、弁明の機会が保障されていないと主張。市教委が処分説明書に記載した地方公務員法の根拠条文に誤りがあることも指摘している。処分自体も「暴行・暴言の期間や頻度が異なる他の加害教員と一律に行っている」と問題視する。

代理人を務める弁護士によると、男性教員は「自分が関与した部分について、相応の懲戒処分をするというのならやむを得ないが、今回の分限休職処分は全面的に納得できない」と話しているという。（佐藤健介、霍見真一郎）

2019/11/8